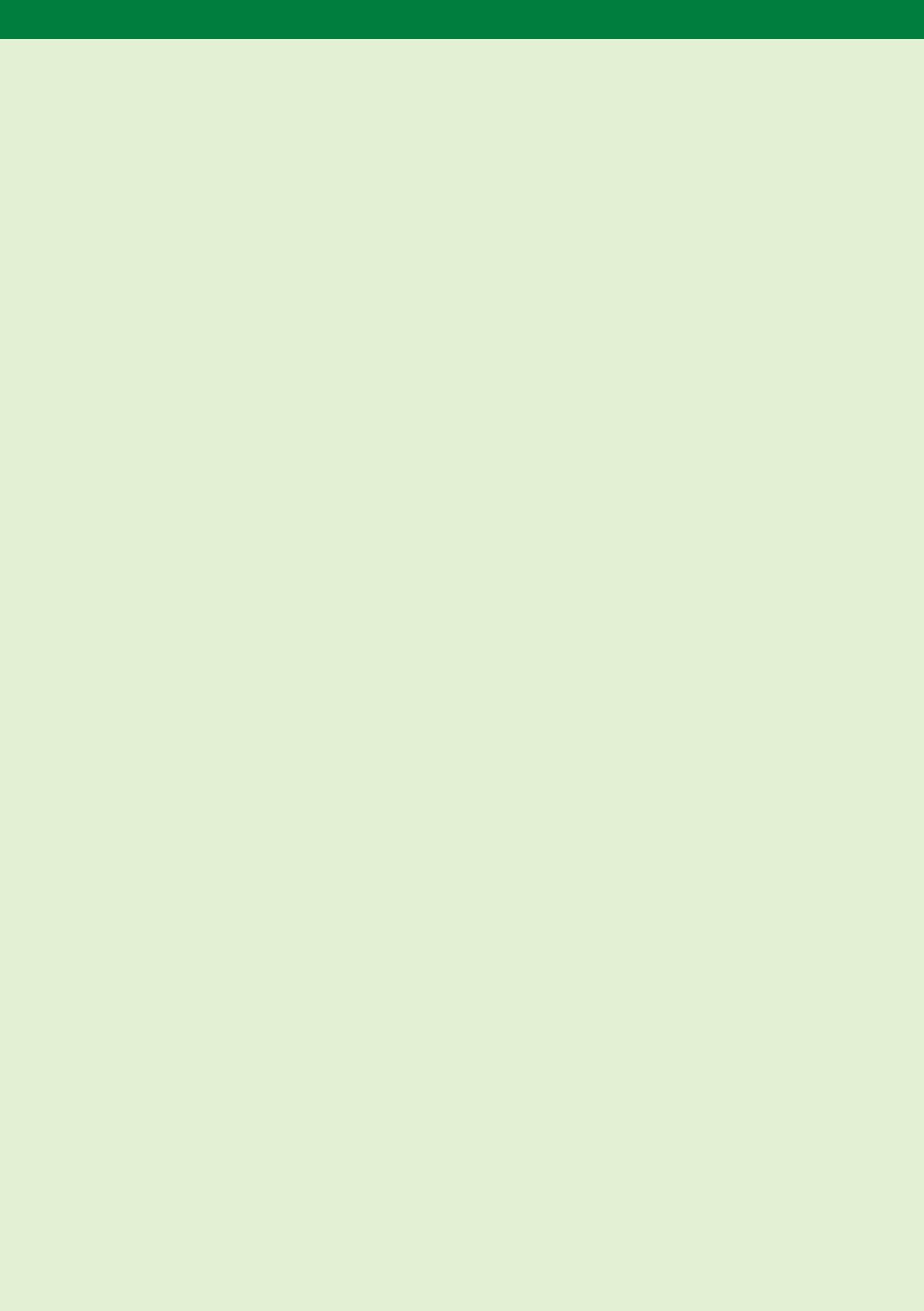


# 農業の 経営継承 に関する手引き





## はじめに

農業経営者への支援を通じて、近年、農業における経営継承が大きく動き始めたと感じています。これまでも課題であった農業経営者や農業従事者の減少・高齢化や担い手不足などが深刻化する中で、経営継承が喫緊の課題として自然と顕在化してきたことが、その要因ではないかと考えられます。

しかしながら、農業経営における課題として顕在化してきても、経営継承に向けた取組が遅々として進まず、円滑な継承が実現したと思える事例はまだまだ少ないので事実です。

一方、2021年中小企業白書によれば、後継者不足などの問題から、経営継承の類型もこれまで多かった親族継承の割合は減少し、内部昇格と同水準となっており、親族外継承、M&Aへとシフトしてきています。

こうした経営継承の多様化が進んできているにもかかわらず、農業における経営継承を支援できる者が限られてしまい、それが農業経営の継承が進んでいかない理由の一つになっているのではないかと考えています。

本手引きは、農林水産省令和3年度農業経営・改善支援調査委託事業を受託したNPO法人日本プロ農業総合支援機構により設置された有識者検討会で議論を進め、農業に関わる行政機関や農業関連団体の職員、中小企業診断士、税理士などの専門家向けに、経営継承の準備段階から実行段階までの各段階において検討すべき事項、留意点、対応方法などを具体的に解説しており、農業分野における経営継承に対する理解を深めていただくための端緒として、経営継承に関する支援の指針として利活用できることを目指して作成しています。

また、農業経営者に向けて、経営継承の必要性に気付き、自ら考えて書き込んでいくことで計画的な継承に取り組んでもらうことを目的に「農業経営未来ノート」を別冊として作成しています。

これらの資料には、農業経営の支援者としての私の経験やノウハウを詰め込みましたので、まずは読んでいただきたいと思います。そして、本手引きを読んでいただいた皆様の経営継承に関する支援の成熟度向上の一助になれば幸いです。

農林水産省 令和3年度農業経営・改善支援調査委託事業  
有識者検討会 (監修) 村上一幸

## 目次

第1章 経営継承とは.....	P4	第4章 移譲する資産の評価方法.....	P32
第1 経営継承とは.....	P4	第1 農地・土地・建物.....	P32
第2 経営継承の類型.....	P4	1 農地	
1 親族内継承		2 土地（農地以外）	
2 第三者継承（従業員等）		3 建物	
3 第三者継承（M&A）		第2 減価償却資産.....	P33
第2章 農業の経営継承に関する現状と課題....	P5	1 一般動産（車両・農業用機械等）	
第1 経営継承の現状.....	P5	2 生物（牛、馬、豚、果樹等）	
1 現経営者の状況		3 無形資産	
2 後継者確保の状況		第3 棚卸資産.....	P34
3 繙承に要する期間		1 農産物・畜産物（肉用の牛、馬、豚等）等	
4 早期に経営を移譲するメリット		2 原材料等	
第2 経営継承における課題と対応 .....	P10	第4 株式 .....	P35
第3章 経営継承の進め方 .....	P11	1 原則的評価方式	
第1 経営継承の必要性の確認 .....	P11	2 特例的な評価方式（配当還元方式）	
第2 経営状況・資産の把握 .....	P11	3 特定の評価会社の株式の評価	
1 経営状況の把握		第5章 贈与税・相続税・所得税.....	P37
2 繙承する資産の把握		第1 贈与税.....	P37
第3章 後継者の選定・育成 .....	P14	1 曆年課税	
1 後継者の選定		2 相続時精算課税	
2 後継者の育成		3 計算方法	
3 繙承時期と後継者の決定に関する 合意形成を図る		第2 相続税.....	P39
1 個人経営・法人経営共通		1 計算方法	
2 個人経営の場合		第3 所得税.....	P42
3 法人経営の場合		1 譲渡所得	
第5章 経営継承計画の実行 .....	P24	2 退職所得	
1 親族内継承における資産の継承方法		第6章 農業経営の廃業 .....	P46
2 第三者継承（従業員等）における資産の 継承方法		第1 廃業とは .....	P46
3 第三者継承（M&A）における資産の 継承方法		第2 手続.....	P46
第6 繙承後の併走と経営発展 .....	P32	1 個人経営の場合	
		2 法人経営の場合	
		第7章 農業経営を未来につなぐ .....	P47

様式例の使い方について ..... P48～50

様式例 ..... P51～82

- 1 経営継承診断票（セルフチェック用）
- 2 経営継承診断票（ヒアリング用）
- 3 必要書類チェックリスト
- 4 資産及び負債の状況
- 5 税額簡易計算シート（贈与税）
- 6 税額簡易計算シート（相続税）
- 7 後継者の選定・育成シート
- 8 経営継承に関する話し合い記録
- 9 経営継承計画書
- 10 家族経営協定書
- 11 ハッピーリティアメント宣言
- 12 経営継承に関する誓約書
- 13 名義株確認書兼名義書換承諾書
- 14 経営継承契約書
- 15 株式譲渡契約書

本手引き（様式例を含む。）は、  
農林水産省ホームページからダウンロードできます。



# 第1章 経営継承とは

## 第1 経営継承とは

農業経営の継承については、食料・農業・農村基本法第22条において『国は、専ら農業を営む者その他経営意欲のある農業者が創意工夫を生かした農業経営を開拓できるようになることが重要であることに鑑み、経営管理の合理化その他の経営の発展及びその円滑な継承に資する条件を整備し、家族農業経営の活性化を図るとともに、農業経営の法人化を推進するために必要な施策を講ずるものとする。』<sup>1</sup>とされており、農林水産省でも予算や税制などで具体的な支援を行っている。

「経営継承」については、法令上の定義はおかれていないが、一般的に、「経営」とは「継続的・計画的に事業を遂行すること。会社・商業など経済的活動を運営すること。」、「継承」とは「うけつぐこと。承継。」<sup>2</sup>とされている。「経営継承」の類似用語として、中小企業分野を中心に「事業承継」という用語が用いられているが、こちらも法令などで明確な定義があるわけではなく、『中小企業庁が2016年に策定した「事業承継ガイドライン」において「事業」そのものを「承継」する取組』<sup>3</sup>として概念の整理がなされている。

このため、本手引きにおける「経営継承」の概念としては、農業分野と中小企業分野における事業の引き継ぎに関する違い（例えば、複数の事業を営む経営体が一部の事業のみを譲渡するようなケースは僅少であること、農地等の経営資源と生産技術など一体的に引き継がなければ継続的に事業として運営できないこと等）を踏まえ、「経営者の引退前後で生産活動が停止することなく連続して、農業経営（事業）そのものを継続するために不可欠な経営資源を引き継いで生産活動を行うこと」を、「経営継承」として概念整理する。

(注)「経営継承」、「事業承継」等の用語の使い分けについては、出典に準じて用いている。

## 第2 経営継承の類型

本手引きでは、経営継承について、親族内継承、第三者継承（従業員等）、第三者継承（M&A）の3類型に区分して記載している。

### 1 親族内継承

現経営者の親族に継承すること。現経営者の子息や孫以外に、甥や娘婿が後継者候補になることが多い。農業においては、これまでこの類型が多かったが、近年は現経営者の子息が継承しないことなどから、後継者がいない経営も見られる。

### 2 第三者継承（従業員等）

現経営者の親族ではない者に継承すること。

共同創業者、親族以外の役員、部門長等の従業員や優秀な若手従業員等の多様な者が後継者になることが多い。農業においても、現経営者の経営内からの内部昇格などが近年は見られるようになってきた。また、現経営者の親族が継承しないため、行政

や農業関係団体などが仲介して新規就農を希望する者に継承する場合もある。

### 3 第三者継承（M&A）

農業法人を現経営者の親族や従業員等以外が経営する法人に継承すること。現経営者の親族や従業員等に後継者候補が見当たらない場合に、マッチングサービスや仲介会社などをを利用して譲渡先を探すことになる。農業においても、大手小売企業が農地所有適格法人を子会社化する事例も出てくるなど注目度があがってきており、今後、増加することが見込まれる。

## 第2章 農業の経営継承に関する現状と課題

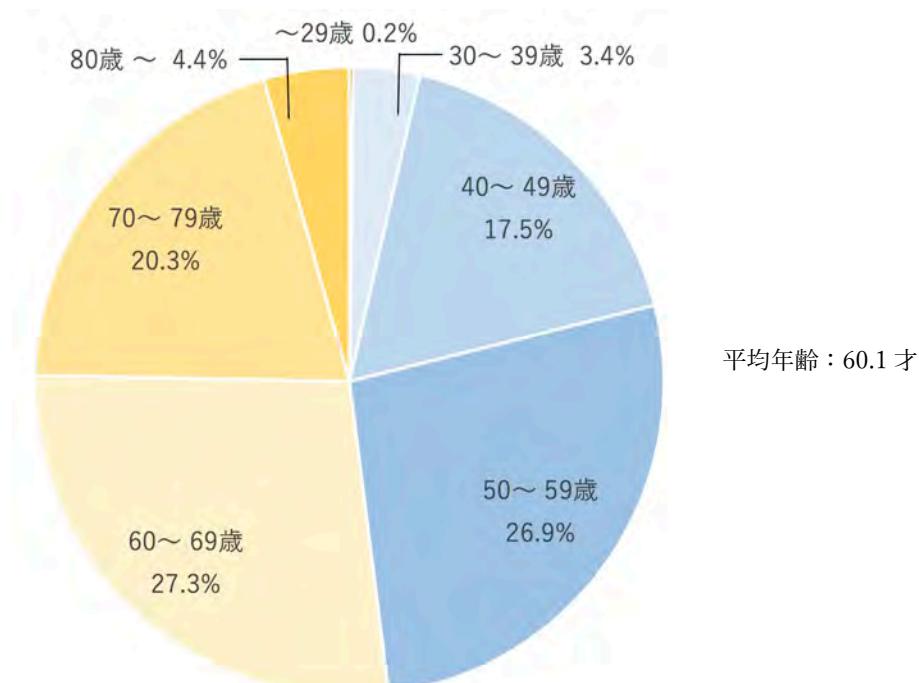
### 第1 経営継承の現状

#### 1 現経営者の状況

農業を含む全産業における現経営者の年齢・世代間バランスについては、全国社長年齢分析【表1】<sup>4</sup>によると、全国の企業約94万社における社長の平均年齢は60.1歳、60歳代以上が52.0%で、40歳代から70歳代までの各年代で2割程度と世代間での大きな偏りはない状況となっている。

一方、農業においては、2020年農林業センサス【表2】<sup>5</sup>によると、約107万6千農業経営体における経営主の平均年齢は67.3歳となっており、60歳代以上が78.5%、40歳代以下が7.5%と世代間バランスが著しく偏った状況となっている。

【表1】社長の平均年齢と年代構成比



出典：帝国データバンク,全国社長年齢分析,2021年2月  
<https://www.tdb.co.jp/report/watching/press/p210202.html>

【表2】経営主年齢階層別の経営体数

(単位：経営体数)

計	～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳～
1,075,705 (100.0%)	26 (0%)	2,315 (0.2%)	19,771 (1.8%)	59,205 (5.5%)	150,035 (14.0%)	367,237 (34.1%)	330,307 (30.7%)	146,809 (13.7%)

平均年齢 67.3歳

出典：農林水産省、2020年農林業センサス（組替え集計を含む）

<https://www.maff.go.jp/j/tokei/census/afc/>

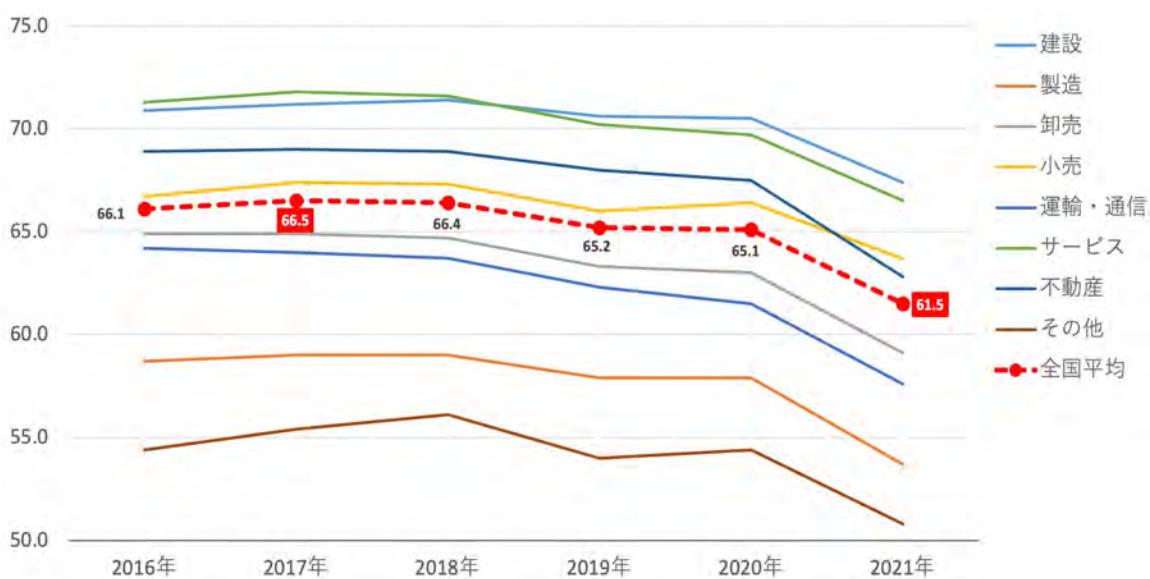
## 2 後継者確保の状況

後継者の確保状況については、2021年業種別後継者不在率調査【表3－1、3－2】<sup>6</sup>によると、全国の後継者不在率は2017年の66.5%をピークに近年は微減傾向にあり、2021年では61.5%となっている。全業種で前年を下回り、かつ不在率70%を下回ったものの、依然としてほとんどの業種（49業種のうち3業種（金融・保険業、パルプ・紙類、化学工業）を除く46業種）で過半の企業が後継者不在となっている。これを業種別に見てみると、若者離れや後継者育成意識が希薄とされる建設業が67.4%、比較的業歴が浅い企業が多いサービス業及び小売業がそれぞれ66.5%、63.7%となっており、農林水産業は56.6%となっている。

一方、2020年農林業センサス【表4】<sup>5</sup>によれば、約107万6千農業経営体のうち「5年以内に農業を引き継ぐ後継者を確保している」のは約26万2千経営体（24.4%）となっており、農業における後継者の確保は進んでいない。後継者としては、「親族」がほとんど（95.4%）であり、第三者継承となる「親族以外の経営内部の人材」（3.3%）、「経営外部の人材」（1.3%）は僅少となっている。

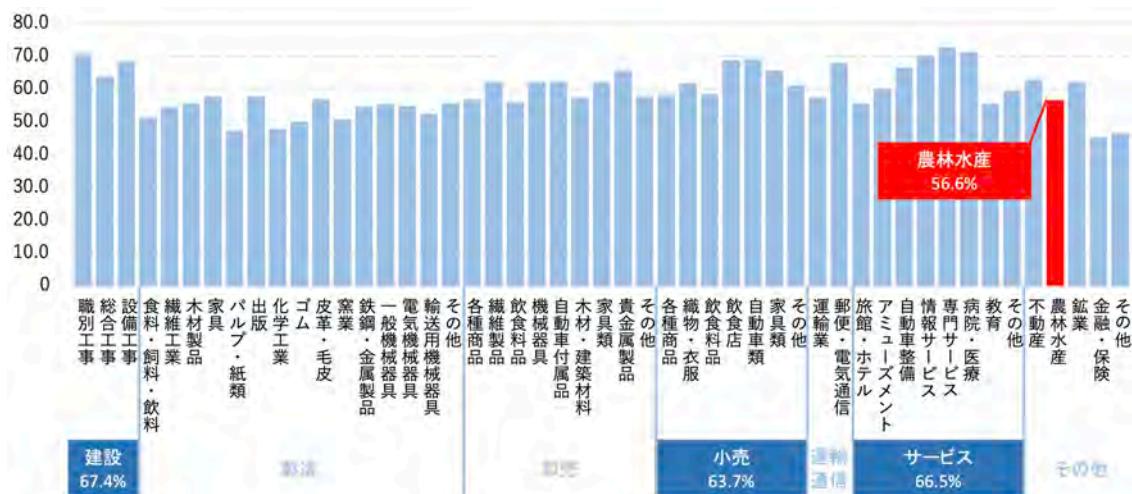
【表3－1】業種別後継者不在率推移

(単位：%)



【表3-2】業種別後継者不在率推移

(2021年内訳詳細、単位：%)

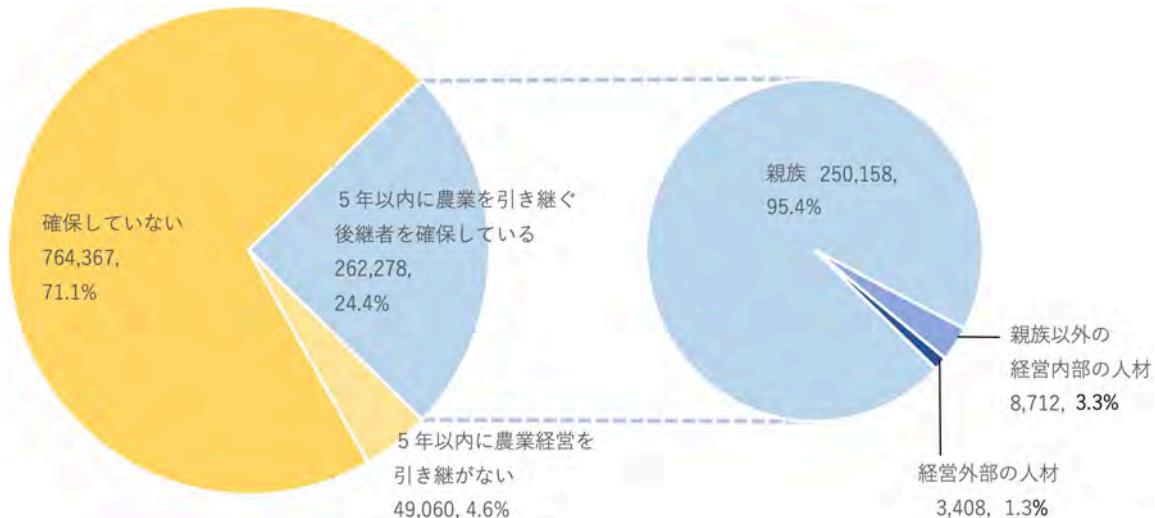


(表3-1及び表3-2) 出典：帝国データバンク,2021年後継者不在率調査,2021年11月

<https://www.tdb.co.jp/report/watching/press/p211104.html>

【表4】5年以内の後継者の確保状況別経営体数

(単位：経営体)



出典：農林水産省,2020年農林業センサス

<https://www.maff.go.jp/j/tokei/census/afc/>

### 3 繼承に要する期間

後継者への移行期間（後継者を決めてから事業承継が完了する期間）については、事業承継に関する企業の意識調査【表5】<sup>8</sup>によると、3年以上を要すると回答した企業が全体の半数以上を占めている。これを産業別に見ると、移行期間が短い順に金融(23.6%)、農・林・水産(32.1%)、サービス(45.4%)、運輸・倉庫(46.3%)となっており、農業は他産業に比べて継承に要する期間を短く見積もっていることが分かる。これは農業においては、親族内継承が大宗を占め、後継者が幼少時も含めて現経営者と共同で農作業をしている場合が多く、後継者として決まるまでの間に生産技

術などの継承が一定程度できていると現経営者が思っていることが要因と考えられる。

しかしながら、2015年農林業センサス【表6】<sup>5</sup>によると同居後継者であっても、そのほとんどが農業に常時従事していない現状を踏まえると、生産技術の移転や後継者の育成など継承に必要となる取組が十分に行われていないおそれもある。このため後継者が継承後に安定的に農業経営を行えるように、具体的な経営継承計画を策定するなど、できるだけ早く経営継承の検討に着手する必要がある。

【表5】移行期間が3年以上の割合と内訳

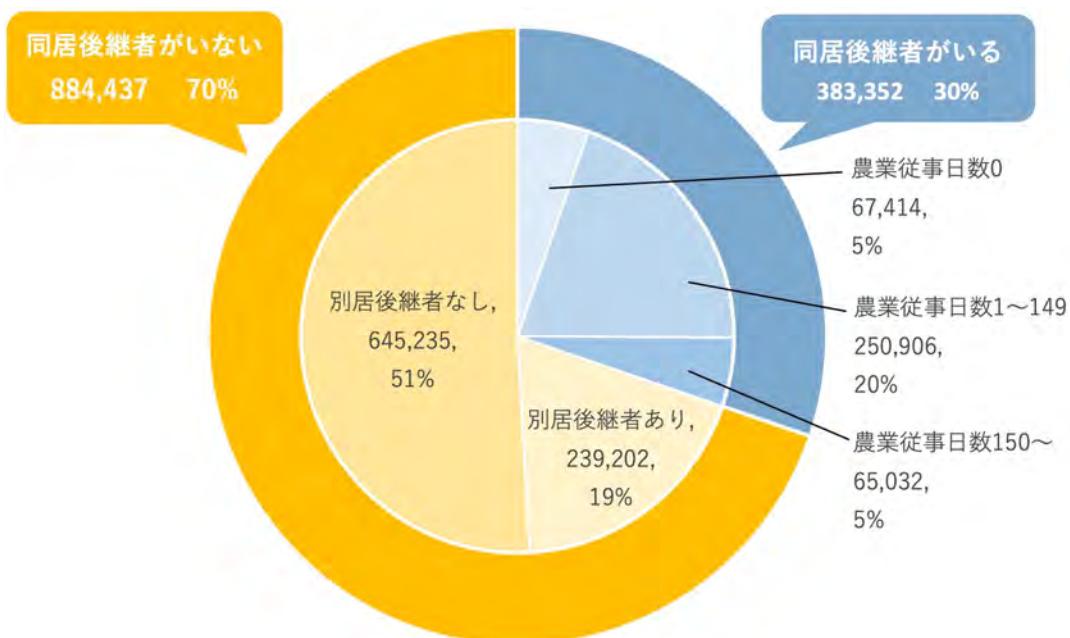
	3~5年程度	6~9年程度	10年以上	後継者の移行に3年以上かかる割合
建設	28.2	16.6	15.1	59.9%
製造	28.9	13.7	12.2	54.8%
卸売	28.2	14.6	9.4	52.2%
不動産	23.7	13.1	11.4	48.2%
小売	25.3	11.5	11.1	47.9%
運輸・倉庫	20.7	14.4	11.2	46.3%
サービス	25.0	11.6	8.8	45.4%
農・林・水産	15.4	10.3	6.4	32.1%
金融	14.5	1.8	7.3	23.6%

引用：帝国データバンク,事業承継に関する企業の意識調査, 2021年8月

<https://www.tdb.co.jp/report/watching/press/p210905.html>

【表6】農業後継者の有無、農業従事日数

(単位：経営体)



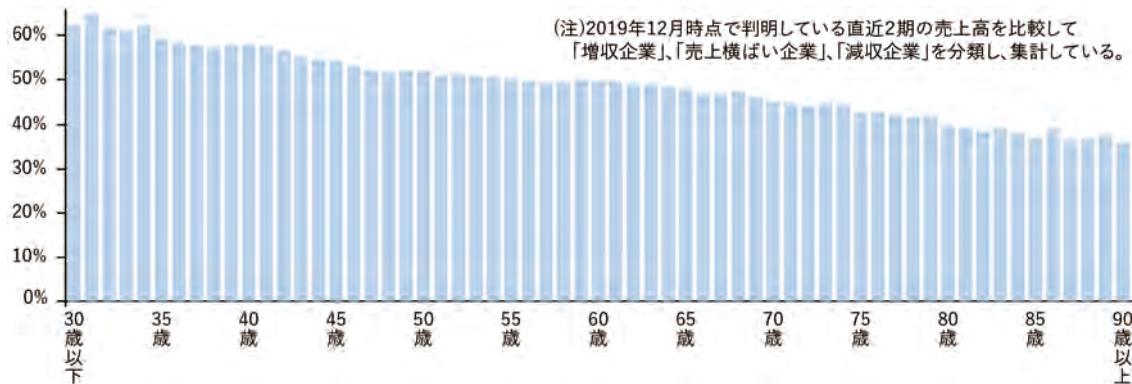
出典：農林水産省,2015年農林業センサス

<https://www.maff.go.jp/j/tokei/census/afc/>

#### 4 早期に経営を移譲するメリット

経営者の高齢化が企業の業績に与える影響について見てみると【表7】<sup>9</sup>、経営者年齢が30代以下の企業では増収企業の割合が6割程度であるのに対し、80代以上の企業では4割程度となっており、経営者年齢が上昇するほど増収企業の割合が低下していることが分かる。

【表7】経営者年齢別、増収企業の割合



出典：東京商工リサーチ「全国社長の年齢調査（2019年12月31日時点）再編加工」

引用：中小企業庁、2021年版中小企業白書

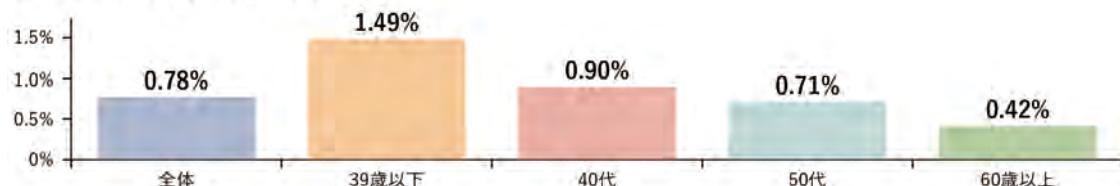
[https://www.tsr-net.co.jp/news/analysis/20200612\\_01.html](https://www.tsr-net.co.jp/news/analysis/20200612_01.html)

<https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/2021/PDF/chusho.html>

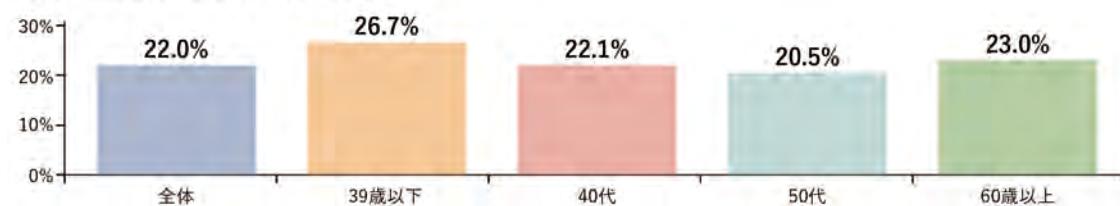
また、経営者年齢が若いほど設備投資や新事業分野の進出に意欲的なことと相まって、事業承継実施後5年間の売上高成長率、当期純利益成長率、従業員数成長率は、事業承継時の年齢が39歳以下の場合は特に高い数値を示している【表8】<sup>10</sup>など、早期に経営を継承したことによって企業の業績アップにつながっており、早期に若い世代へ経営を移譲するメリットがあることが分かる。

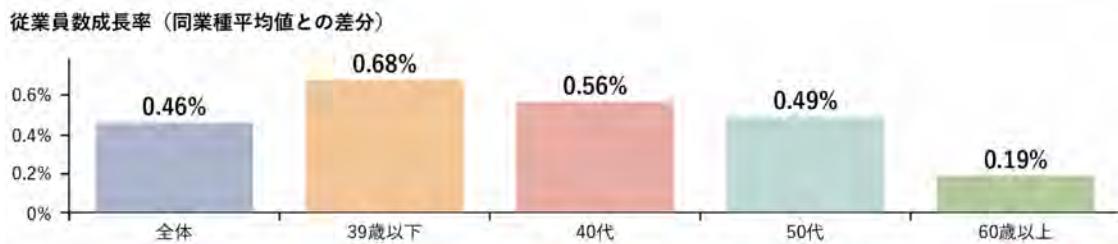
【表8】事業承継時の年齢別、事業承継実施事業のパフォーマンス（事業承継後5年間の平均値）

売上高成長率（同業種平均値との差分）



当期純利益成長率（同業種平均値との差分）





出典：東京商工リサーチ「企業情報ファイル」再編加工

引用：中小企業庁、2021年版中小企業白書

<https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/2021/PDF/chusho.html>

## 第2 経営継承における課題と対応

経営継承における主な課題としては、日本政策金融公庫の平成30年上半期農業景況調査【表9】<sup>11</sup>によると、「経営ノウハウの継承」(52.5%)、「生産技術の継承」(47.1%)、「事業の将来性が不安」(38.3%)が挙げられており、売上規模が大きくなるにつれて「贈与税や相続税の発生」を課題とする割合が高くなっている。一方、売上規模が小さくなるにつれて「事業の将来性が不安」「承継者がいない」とする割合が高くなっている。

これらの課題は、農業経営者が自らの農業経営の将来性を考え、計画的に経営ノウハウや生産技術などを継承することによって、解決できる場合も多い。

【表9】事業承継をする際に課題となること

(複数回答可、単位：%)

課題	売上階層			
	全体	～3千万円	3千万円～1億円	1億円～
経営ノウハウの継承	52.5	42.0	55.0	59.1
生産技術の継承	47.1	43.8	48.5	42.3
事業の将来性が不安	38.3	42.7	37.9	23.0
承継者育成の時間的余裕	17.8	16.2	18.7	16.1
承継者がいない	13.8	17.2	12.2	6.9
贈与税や相続税の発生	12.4	8.3	11.7	19.2
承継者が買取資金を確保できない	4.5	4.1	3.8	5.4
相談する場所がわからない	2.3	1.8	2.6	2.4
承継者との間に資産に対する評価に相違がある	2.2	2.3	1.8	2.1
関係者の理解が得られない	1.9	1.9	1.8	1.6
その他	5.8	5.9	5.1	5.8

出典：日本政策金融公庫農林水産事業、平成30年上半期農業景況調査関連

[https://www.jfc.go.jp/n/findings/pdf/topics\\_181031b.pdf](https://www.jfc.go.jp/n/findings/pdf/topics_181031b.pdf)

### 第3章 経営継承の進め方

現経営者・後継者いずれの立場においても、経営を移譲する・譲り受けることは人生でそれぞれ一度しか経験しないことがほとんどである。経営継承の基本的なステップは、以下のとおりであり、それぞれのステップにおいて、民法、会社法、農地法、税制などの関連法令や経営管理など多種多様な専門知識が求められることから、円滑な経営継承のためには普及指導員や中小企業診断士、税理士などの専門家が農業経営者をしっかりと支援する必要がある。



#### 第1 経営継承の必要性の確認

経営継承は、経営者の交代と一緒に経営に必要な有形・無形の資産を後継者に移譲するため、現経営者の親族だけでなく従業員の雇用や取引先との関係など周囲への影響が大きく、生産技術などのノウハウの継承や後継者の育成には長期間を要することから、準備期間を含めて十分な時間をとって計画的に進める必要がある。また、現経営者が経営継承に着手して初めて明らかになった課題が出てくるおそれもあることから、早期に経営継承に向けて具体的な行動を始めることが肝要である。

経営継承の第一歩は、現経営者が経営継承の必要性を認識することであることから、現経営者が【様式例1】経営継承診断票（セルフチェック用）を回答し、経営継承に向けた現状、仕事や仕事以外での悩みごとなどを自ら考えてもらうことで、現経営者自身で解決できそうな事項、専門家と相談すべき事項を意識してもらう。

次に、農業経営者を支援する機関のスタッフなど第三者によるヒアリングを行うことで、現経営者自身では気付かなかった継承に向けた課題を客観的に把握できるだけでなく、経営継承に向けた準備状況も明確になる。

#### 第2 経営状況・資産の把握

経営継承の必要性を確認すると、ほとんどの場合で経営継承における課題が出てくる。その課題を解決するためには、農業経営の現状や課題の内容を見える化して詳細に把握する必要がある。

## 1 経営状況の把握

経営継承は、経営そのものを事業を継続できる状態で引き継ぐことが重要であるから、まずは経営の全体像を把握する。青色申告書（附属明細一式を含む。）、農業経営改善計画、金融機関に融資を申し込んだ際の事業計画書、雇用契約書、農地の権利関係が判る資料などから、営農類型、経営規模、売上高、家族や従業員の数、沿革などを把握することによって、経営状況の見える化をする。

## 2 継承する資産の把握

継承する資産は、農業経営（事業）そのものを継続するために不可欠な経営資源であり、人（経営権）、資産（モノ+カネ）、知的資産（無形資産）に大別できる。

また、後継者が農業経営に必要となる資産を確実に継承できるようにするために、現経営者の資産全体を農業経営に必要な資産と個人資産に分けて整理する必要がある。

継承する資産を見える化するためには、様々な書類を確認する必要があることから、現経営者は【様式例3】必要書類チェックリストを活用して、農業経営に必要な資産と個人資産を把握する。また、農業経営に必要な資産の散逸を防ぐために、法定相続人の範囲（家系図）を確認して法定相続人ごとの遺留分なども把握する。

見える化した結果に基づき、現経営者は【様式例5,6】税額簡易計算シートを活用して、税制特例などを活用しない場合における贈与税及び相続税の概算負担額を確認することで経営継承の必要性をより実感でき、具体的な行動計画の参考となる。

### （1）人（経営権）の把握

人（経営権）とは、経営者がその企業組織を専断的に管理・経営するために必要な権利を指す。

個人経営であれば現経営者が廃業し後継者が開業して、税務申告や契約などの名義変更をする、法人経営であれば株主総会の議決により現経営者から後継者に代表取締役を交代するなどの手続によって、経営権を有する者（経営体における意思決定権者）を変更し、それを経営体の内外に明らかにすることで継承される。

経営継承は、単なる経営者の交代ではなく、既存の経営理念や事業計画の見直しの検討も含めて、経営発展の方向性を定める機会として活用する姿勢が大切である。経営発展の方向性に沿って経営継承を考えることで、経営継承における課題の一つである「事業の将来性への不安」を軽減できる。

経営の将来像は、将来を担う人材像や継承する時期に影響を与えるため、5年後の事業内容をどうしたいのか、経営面積、売上高（収入）、経常利益（所得）、従業員数の目標値などを具体的に考え、何より後継者が継ぎたくなるようなものであり、かつ、実現可能性のあるものとする。

### （2）資産（モノ+カネ）の把握

資産（モノ+カネ）とは、農業経営に必要となる形がある資産を指し、具体的には、後継者に譲り渡す農地、現預金、株式などが該当する。これらの資産は譲渡・貸借・相続などにより、現経営者から後継者に権利（所有権、使用権など）

を移転することで継承され、大別すると、以下のとおりとなっている。

ア 流動資産

現預金、売買目的の株式、売掛金、未収金、農産物、原材料など

イ 有形固定資産

農地、土地、建物、構築物、農業用機械、農機具、果樹（樹体）、牛馬など

ウ 無形固定資産

ソフトウェア、営業権、借地権、商標権など

エ 株式

株式とは、株式会社（特例有限会社を含む。）の社員（株主）の会社に対する法律上の地位（株主権）を指し、後継者が議決権の3分の2以上など一定割合以上の株式を現経営者から取得することで経営権が継承される。

オ 負債

買掛金、未払金、借入金、個人保証債務（法人の場合は、法人による保証債務）など

カ 保証債務

保証債務とは、主たる債務者がその債務を履行しないときに、その履行を保証人が履行する責任を負うことである。

法人経営の場合、経営主（代表者）や役員による保証債務契約が行われている場合があり、自社株式の継承によって、後継者に当然に引き継がれるものではないが、金融機関等の債権者から後継者に対して保証債務契約の変更契約（後継者も契約者として追加）を融資等取引継続の条件として要請される可能性がある。

### コラム1 農事組合法人における経営継承

農事組合法人における経営継承は、組合員（=出資者）の中から代表理事として後継者を選任することになるが、組合員一人は一票持つことになるため、経営権の継承に当たって現経営者の出資持分を後継者が取得する必要はない。

この出資持分は、組合員が農事組合法人に出資した財産（現物を含む。）を指し、組合員は出資額を上限とする有限責任を負い、また出資額に応じた配当を受けることができる。

### （3）知的資産（無形資産）

知的資産とは、人材、技術、組織力、顧客とのネットワーク、ブランド等の目に見えない資産のことで、農業経営における価値を創り出して企業の競争力の源泉となるものを指す。

これらの資産は、現経営者が行うOJT研修、業務引継、業務遂行時におけるコミュニケーションなどを通じて、後継者に継承されることが多い。貸借対照表

などの財務諸表や書類に表れず、資産（モノ＋カネ）のように目に見えるわけではないが、意識的に明確化し、マニュアルを作成して文書化するなどの見える化をすることが非常に重要である。

農業においては、優れた経営理念、経営ノウハウ、従業員のスキル、販売先との人脈、顧客名簿、販売権、農産物のブランド、育成者権などが現経営者個人のみに帰属していたり、自らの経営の優れた点に気付いていない現経営者も多い。

このため、農業経営改善計画や青色申告書などの書面に記載されている情報だけではなく、現経営者の頭の中にある情報（経営理念や沿革など）を棚卸として、これまで農業経営を支えてきた経営の強みとして認識している内容（農産物の生産、出荷、販売の工程ごとに、経営者と従業員が工夫していることなど）を聞き出すなどによって見える化する必要がある。

### 第3 後継者の選定・育成

#### 1 後継者の選定

経営継承の必要性、経営状況・資産の把握により、明らかになってきた継承に向けた課題を踏まえた上で、今後の事業計画（将来像）を検討し、それを実現できる人材を後継者として選定し、確保する必要がある。後継者の選定に当たっては、後継者の類型別のメリット・デメリット【表10】を踏まえ、後継者候補者本人の意思確認を含めて現実に後継者が確保できるのかを確認する。

後継者候補者がいないと現経営者が思い込んで従業員等の第三者へ経営を移譲した後に、子息や現経営者の兄弟姉妹が農業経営を引き継ぐ意思があることが判明して、後継者と現経営者の親族との間でトラブルが発生する場合もあるため、親族に引き継ぐ意思がないかを明示的に確認する必要がある。

【表10】後継者の類型別のメリット・デメリット

類型	メリット	デメリット
親族内	<ul style="list-style-type: none"><li>● 誰もが心情的に受け入れやすい</li><li>● 贈与や相続により資産を引き継げる</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 心情に負けて、資質不足の後継者に任せてしまう</li><li>● 親族内の対立が起こりやすい</li></ul>
第三者	<ul style="list-style-type: none"><li>● 多数の候補者から後継者を選択できる</li><li>● 事業内容を理解しているため、取引先などに対する安心感がある</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 経営者マインドが不足しがち</li><li>● 資産、株式を買い取る資金力がないことが多い</li><li>● 経営体の中に後継者がいないと継承までさらに時間を要する</li></ul>
M & A	<ul style="list-style-type: none"><li>● 全国から買い手を探せる</li><li>● 現経営者は現金等を手にできる</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 買い手がみつからない可能性がある</li><li>● 仲介会社への報酬負担がある</li></ul>

親族や従業員等に適任者がいない場合は、将来の継承を見据えて新規就農希望者を雇い入れたり、サプライチェーン（仕入先・販売先など）の川上・川下、地元の農業関係団体などから適任者を役員として招き、経営を継承するケースもある。

それでも適任者が見つからない場合は、第三者へのM&A（第5の3参照）、廃業を検討することになる。

## コラム2 法定相続人の範囲

死亡した人の配偶者は常に相続人となり、配偶者以外の人は、次の順序で配偶者と一緒に相続人になる。

### 第1順位 死亡した人の子供

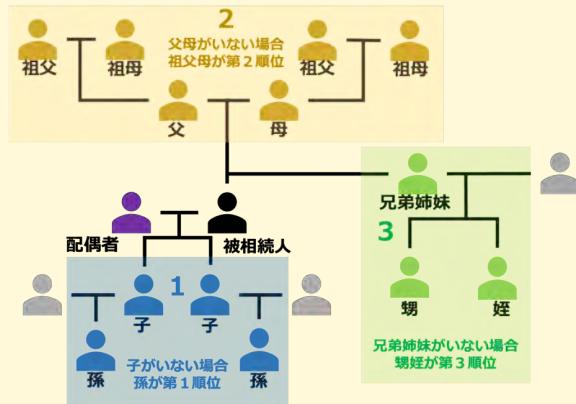
その子供が既に死亡しているときは、その子供の直系卑属（子供や孫など）が相続人となる。子供も孫もいるときは、死亡した人により近い世代である子供の方を優先する。

### 第2順位 死亡した人の直系尊属（父母や祖父母など）

父母も祖父母もいるときは、死亡した人により近い世代である父母の方を優先する。  
第2順位の人は、第1順位の人がいないとき相続人になる。

### 第3順位 死亡した人の兄弟姉妹

その兄弟姉妹が既に死亡しているときは、その人の子供が相続人となる。第3順位の人は、第1順位の人も第2順位の人もいないとき相続人となる。なお、相続を放棄した人は初めから相続人でなかったものとされる。また、内縁関係の人は、相続人に含まれない。



## 2 後継者の育成

後継者の育成を考えるに当たっては、知的資産（無形資産）の継承は長期間を要することに留意する必要がある。役割が人を育てる側面もあることから「早めに何らかのポストにつける」、経験が人を育てることから「生産、販売、管理を順に経験させるなどの社内教育」、自覚が人を育てることから「農業経営塾や中小企業大学校などの後継者塾を受講させるなどの社外教育」を行うなど、後継者に応じた育成方法等からスケジュールを考えるとよい。農業においては、生産に関することや農業機械のオペレーターに関することは比較的スムーズに継承されていくが、それ以外の経理、労務管理、経営理念などの継承は後回しになりがちなため、現経営者は【様式例7】後継者の選定・育成シートを活用して計画的に進めていく必要がある。

## 3 継承時期と後継者の決定に関する合意形成を図る

経営継承を円滑に進めるためには、現経営者が自らの引退時期（経営権を移譲する時期）を定め、そこから後継者の育成に必要な期間等を逆算してスケジュールを立て、後継者及び親族としっかりと話し合って合意を得ることが大切である。現経営者の引

退時期を定めるに当たっては、後継者候補の結婚や大規模な設備投資をするタイミングなどもあるが、まずは年齢から考えるとよい。日本人の平均寿命（2016年では男性80.9歳、女性87.1歳）と健康寿命（男性72.1歳、女性74.8歳）<sup>12</sup>には10年前後の開きがあり、死期を迎えるまでの約10年間は、日常生活に何らかの支障を生じて経営に全力投球できない可能性が高いことを前提として、引退時期を検討してもらう必要がある。

また、後継者が親族内、従業員等であるかにかかわらず、経営継承は現経営者の家族関係に大きな影響を及ぼすことに留意する必要がある。現経営者が、自身の経営理念や思いを後継者に伝え、後継者に将来の経営をどう考えているのか聞き、現経営者と後継者の双方が納得できる経営目標や事業計画を立て、さらに現経営者や後継者の関係者がそれぞれの想いを伝え合った上で合意形成が行われないと、経営継承の実行段階でトラブルとなることが多い。

このため、合意形成に当たっては、現経営者、後継者及び親族などの関係者それぞれがどうしたいのか、どうするべきなのかを考えて、率直に意見を出し合うことが肝要であり、専門家は指示を出すのではなく、それを見守り、必要に応じて的確なアドバイスをするスタンスで臨む方が良い。

継承時期と後継者が決まれば、個人経営の場合は農地や農業用機械などの資産を、法人経営の場合は最低でも過半の議決権を、その後継者に移譲できるようにする必要がある。一方で、法定相続人には将来の相続において最低限の遺産を取得する権利（遺留分）が認められており、これにより後継者に集中した農業経営に必要な農地や株式などの資産が散逸する可能性があるため、早めに法定相続人全員の合意を得ることが重要である。

合意に向けて確認すべき事項は多岐にわたるため、現経営者などの記憶に頼ると「言った、言わない」などの争いにもつながることがある。このため、家族会議などで確認した事項は、現経営者と後継者が【様式例8】経営継承に関する話し合い記録を活用して文書化しておけば、後のトラブル防止や経営継承計画を策定する際の根拠としても利用できるので、可能な限り作成することが重要である。

### コラム3 遺留分と経営継承円滑化法による遺留分の特例

遺留分とは、被相続人の遺産のうち、兄弟姉妹を除く法定相続人に対して保障される、最低限の遺産取得分のことである。遺留分は、兄弟姉妹を除く法定相続人に認められており、被相続人の配偶者、子及びその代襲相続人、子及びその代襲相続人がいなければ直系尊属（父母、祖父母など）となる。

遺留分割合は、基本的には法定相続分の半分（相続人が直系尊属のみである場合は $1/3$ ）である。

法定相続人	遺留分割合
配偶者のみ	$1/2$
子1人	$1/2$
子2人	子 $1/4$ 、子 $1/4$
配偶者と子1人	配偶者 $1/4$ 、子 $1/4$
配偶者と子2人	配偶者 $1/4$ 、子 $1/8$ 、子 $1/8$
両親のみ	父 $1/6$ 、母 $1/6$
配偶者と両親	配偶者 $1/3$ 、父 $1/12$ 、母 $1/12$

遺留分を侵害された遺留分権利者は、被相続人から遺贈・死因贈与・生前贈与等で財産を譲り受けた人に対して、侵害された遺留分に相当する金銭の支払いを請求することができる。正当な遺留分侵害額請求であれば、請求を受けた者は支払いを拒むことはできない。

例えば、生前贈与によって農業経営に必要な資産の全てを後継者（長女）に集中させたのち、二男から遺留分に相当する金額の支払いを請求され、農業経営に必要な資産の一部を切り売りせざるを得ない、などといったケースに陥る可能性がある。

このため、経営継承円滑化法により、後継者が遺留分権利者全員との合意及び所要の手続を経ることを前提に、遺留分に関する以下の特例が措置されている。

#### ●生前贈与株式等・事業用資産(個人事業者の場合)の価額を除外（除外合意）

生前贈与した株式等（法人経営の場合）、事業用資産（個人経営の場合）の価額が、遺留分を算定するための財産の価額から除外され、相続後の遺留分侵害額請求を未然に防止できる。

#### ●生前贈与株式等の評価額を予め固定（固定合意）

後継者の貢献による株式等価値の上昇分が、遺留分を算定するための財産の価額に含まれないため、後継者の経営意欲を阻害しない（個人経営は利用不可）。

## 第4 経営継承計画の策定

経営継承計画の策定に当たっては、現経営者と後継者が一緒になって、それぞれの人生プランを踏まえて、将来に向かって継続的に対話し、必要に応じて計画修正、再合意を繰り返しながら、ブラッシュアップしていくことが重要である。

経営継承計画は、専門家を含む関係者と共有し、関係者全員が共通認識を持って必要な事項を定期的にチェックして、問題や課題への対策を講じたり、様々な公的支援策の活用などを盛り込んだりして、より良いものに練り上げていく。計画の策定過程や修正過程において、重要な合意や確認事項があれば、必ず現経営者と後継者が【様式例8】経営継承に関する話し合い記録を作成し、これまでの話し合いで検討、合意したことの抜け漏れがないようにスケジュール化していく。

特定の生産技術の継承に長期間を要する場合などは、引退後も先代経営者を顧問や従業員として雇用することも検討する必要がある。このため、現経営者の引退後の役割と期間、報酬を明確にして、経営継承計画書にしっかりと位置づけるとともに、家族経営であれば【様式例10】家族経営協定書を用いて家族ごとの役割分担を明確化することも円滑な経営継承に有効である。

経営継承を成功させるためには、現経営者・後継者の双方が幸せになることが不可欠なため、現経営者に第2の人生を考えてもらう。現経営者が引退したのち、幸せな第2の人生を送れるかどうかは、現経営者個人だけの問題ではなく、経営継承の成否を左右する大切な検討事項のひとつである。

また、引退を考えていない経営者に引退時期を考えるきっかけを経営診断などを通じて与えることは、外部の支援機関や専門家にとって、第三者だからこそ果たせる重要な役割である。現経営者が【様式例11】ハッピーリタイアメント宣言を活用し、自らの第2の人生でやりたいことを趣味・仕事の両面から想像してもらい、それを達成するためにいつ引退するか、思い切って宣言させるとともに、引退後の毎月の生活費、収入（年金や地代）、貯蓄及び退職金を概算して、実際に生活設計に問題がないかを確認する必要がある。

なお、継承計画の策定に当たって、個人経営と法人経営で大きな差異はないが、継承方法や資産の構成によって異なる点があるので留意する。

## 1 個人経営・法人経営共通

(1) 経営継承計画書の策定に当たって、現経営者と後継者との間で経営継承に合意したことについて、現経営者と後継者が【様式例8】経営継承に関する話し合い記録や【様式例12】経営継承に関する誓約書を活用して書面に残す。

(2) 継承方法を検討する際は、活用する税制特例などの支援策を検討する。生前贈与の場合は、贈与の時期を決め、それに伴い発生する贈与税の納税方法（暦年課税又は相続時精算課税）を決める。

また、事業用資産に係る贈与税・相続税が一定程度猶予・免除される個人版事業承継税制、非上場株式等の譲渡に係る贈与税・相続税が一定程度猶予・免除される法人版事業承継税制を用いる場合は、都道府県知事への申請等が必要になるので、その申請時期も決める必要がある。

このほか、経営継承円滑化法における遺留分に関する民法の特例や事業承継税制などの措置を利用する場合も、申請期限があるので留意する。

(3) 第三者継承（従業員等）の場合、移譲を受ける農地・機械・設備や株式の買取り資金が不足するケースが多い。また、現経営者と後継者の双方が納得できる譲渡金額を調整することが難しく、後日のトラブルにつながりやすいため、計画実行前の段階で、譲渡金額について農業機械メーカーや中小企業診断士、税理士等の専門家を活用して客観的な評価を受けておくことが望ましい。

(4) 信託（委託者の大切な財産を、信頼できる人に託し、委託者が決めた目的に

沿って大切な人や委託者自身のために運用・管理してもらう制度）を活用する場合は、その種類に応じて契約内容を決めていく必要がある。信託の種類には、商事信託（信託銀行などの信託を受け付けている会社が行う信託）と民事信託（人に託す信託）の2つがあり、いずれも信託契約の定め方によって、自由な設計が可能である。

経営継承にあたって、他益信託、遺言代用信託、家族信託が活用される場合があり、現経営者（委託者）が健全なうちに自身の意思に基づき、受託者に管理を委ねることが可能になるため、現経営者の認知判断能力低下時の備えとしても有効である。

#### ア 他益信託

後継者を受益者として定め、現経営者（委託者）は引き続き経営権を維持しつつ、配当などを後継者（受益者）に取得させるもの。信託終了時に後継者（受益者）が自社株式の交付を受ける旨を定めておくことで、後継者の地位を確立させることができる。

#### イ 遺言代用信託

現経営者（委託者）が自身の財産を信託銀行などに信託して、生存中は現経営者（委託者）を受益者とし、死亡後は、現経営者（委託者）の配偶者や子息などを受益者と定めることによって、現経営者（委託者）が死亡した後における財産の分配を信託によって実現しようとするものである。

#### ウ 家族信託

民事信託の一種であり、家族という身近な人に託す信託である。認知症になったときへの対応、継承に関する管理を信託すること、遺言書での相続では対応できない次に発生する相続（二次相続）について信託することも可能である。

## 2 個人経営の場合

(1) 個人経営を移譲する場合には、開廃業に係る手続に加えて、資産を個人用と事業用に区分して、個々の事業用の資産ごとに贈与・相続・譲渡（売買）などにより権利を移転する必要があるため、株式の権利を移転することが主となる株式会社と比べて手続が煩雑である。

また、現経営者が死亡した場合、預金口座凍結により一時的に取引が滞る可能性や相続により農業経営に必要な資産が分散する可能性があるが、株式会社であればこのようなリスクはない（事業の継続性が高い）ため、現経営者は経営継承を検討する際は法人化も検討するとよい。なお、個人版事業承継税制を適用した場合、承継から5年間は法人化できないので留意する。

(2) 個々の農業経営に必要な資産の評価額を算出し、主に贈与税や相続税の負担額を把握するとともに、法定相続人の遺留分などを考慮して、農業経営に必要な資産と個人用資産の継承方法を検討する。

(3) 現経営者が個人的な保証債務を負っていないか（例えば、親しい経営者の借

入金について連帯保証人になっていないか）を必ず確認する。個人保証債務は、経営継承に伴い後継者に引き継がれるものではないが、引退後の現経営者が金融機関等の債権者から保証債務履行を求められ、円滑な経営継承に多大な影響を及ぼすおそれがある。現経営者は第2の人生プランを実現することが困難になり、後継者は併走期間における現経営者からの支援を失う場合もある。個人保証債務の解消は容易ではないが、経営継承を契機に主債務者や金融機関等と相談して対応することが望ましい。

- (4) 農業経営基盤強化促進法に基づいて農業経営基盤強化準備金を積み立てている場合は、その積立金は現経営者の資産となるため、原則として人格が異なる後継者に引き継ぐことができないので留意する。
- (5) 補助事業の対象物件を譲渡又は貸付する場合、事前に補助事業の窓口になった地方公共団体や農政局等に財産処分（譲渡）の承認申請を行う必要がある。この場合一定の要件（法人化に伴い経営に同一性・継続性が認められる場合など）【表11】<sup>13</sup>に該当しないときは、国庫補助金の返還が求められることになるので、該当する資産がある場合は早めに補助事業を担当する行政機関に確認をする。

【表11】補助事業の対象物件を譲渡又は貸付する場合の承認基準

処分区画	承認条件	国庫納付額	備考
譲渡	有償	国庫納付 (ただし、備考の場合は国庫納付は不要とし、当該補助対象財産の利用状況を報告すること(注2))	譲渡契約額、残存簿価又は時価評価額のうち最も高い金額に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。(注4)  以下のおいかに該当し、補助対象財産の処分制限期間の残期間内、補助条件を承継する場合は、国庫納付を要しない。 ア　補助対象財産の所有者の法人化に伴い、当該補助対象財産を設立された法人へ譲渡し、経営に同一性・継続性が認められる場合 イ　補助対象財産を所有する法人が、事業の効率化等による収益力の向上を図るために、当該補助対象財産を当該法人が議決権の過半数を有する別法人に譲渡する場合
	無償	同上	残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。(注4)  補助対象財産の処分制限期間の残期間内、補助条件を承継する場合は、国庫納付を要しない。
貸付け	貸付け期間（1年以上）の	同上	残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。(注4)なお、漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第37条の2の規定により認定を受けた場合は、貸付けにより生じる収益(貸付けによる収入から管理費その他の貸付けに要する費用を差し引いた額)に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。  以下のおいかに該当し、補助対象財産の処分制限期間の残期間内、補助条件を承継する場合は、国庫納付を要しない。 ア　補助対象財産の所有者の法人化に伴い、当該補助対象財産を設立された法人へ長期間貸付けし、経営に同一性・継続性が認められる場合 イ　補助対象財産を所有する法人が、事業の効率化等による収益力の向上を図るために、当該補助対象財産を当該法人が議決権の過半数を有する別法人に長期間貸付けする場合

(注2)譲渡相手方又は貸付けた者が、財産処分の承認時に定められた報告期間(処分制限期間の残期間内)につき当該補助対象財産の利用状況を報告すること。

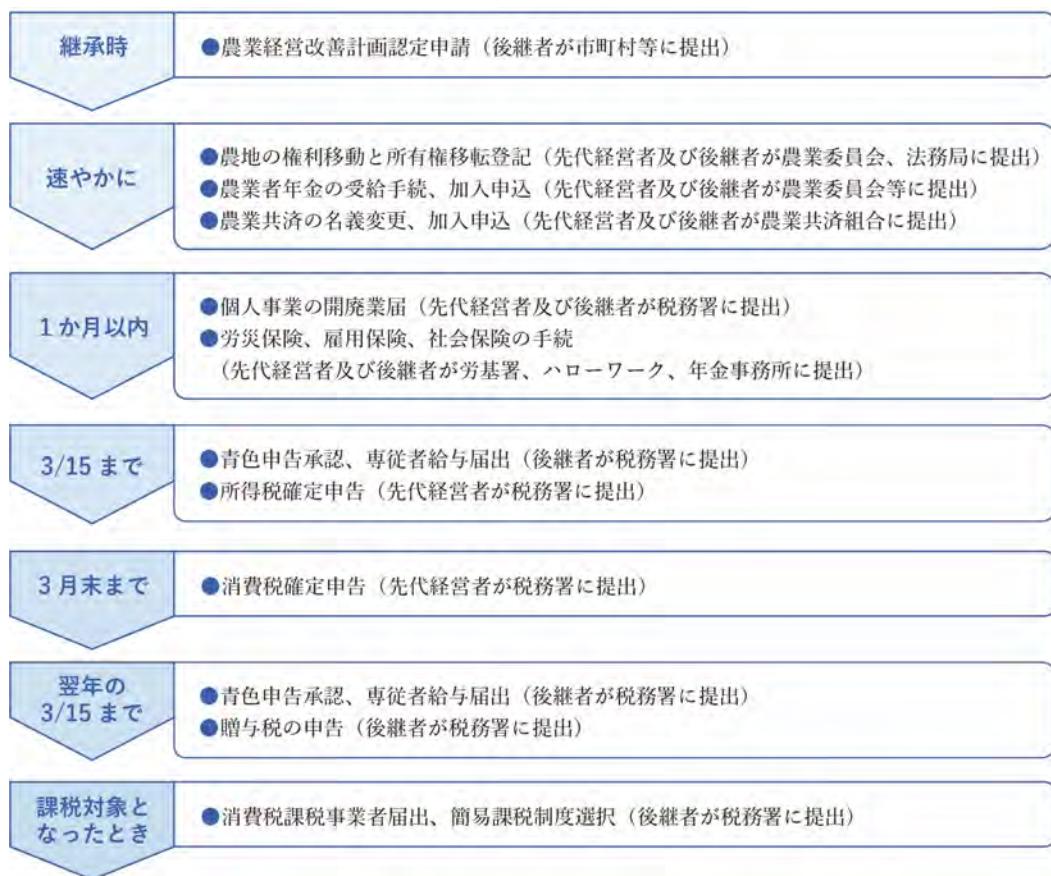
(注4)時価評価額の算出に係る不動産鑑定料が、近傍類似又は同種の財産の時価評価額を上回ることが明らかな場合においては、「残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額」を「残存簿価」に、「譲渡契約額、残存簿価又は時価評価額のうち最も高い金額」を「譲渡契約額又は残存簿価のいずれか高い金額」に読み替えることができる。

(6) 現経営者が死亡した場合に支払われる死亡保険金は、相続税の計算において一定の非課税枠があるため、これを相続税負担の軽減に活用することが考えられ、受け取った保険金を納税資金に充てることもできる。

指定された死亡保険金受取人が受け取った死亡保険金は原則として遺産分割の対象とならず、遺留分算定基礎財産にも含まれないことから、後継者は死亡保険金を確実に受け取ることができ、これを納税資金や農業経営に必要な資産の買取り資金として活用することができる。また、現経営者の引退後の生活資金の確保のため、例えば年金型の生命保険を活用することもできる。

2019年7月から施行された改正相続税法では、遺留分から生ずる権利が金銭債権化され、侵害額の請求（遺留分侵害額請求）があった場合に、金銭にて支払う必要があるため、その資金需要への対応も可能である。

(7) 主な公的手続等の流れ



#### コラム4 遺言にも限度がある！

遺言は、相続を“争族”にしない有効な生前対策であるが、その効力にも次のような限度があるため、遺言を残してもそれは絶対に実現されるものではないことに留意する必要がある。

- ① 相続人全員が同意すれば遺言と異なる遺産分割ができること。
- ② 遺留分侵害額の請求を受けると拒めないこと。

経営継承においては、遺言も農業経営に必要となる資産の散逸を防止するためには有効な手段ではあるが、「農業経営に必要な資産の全てを後継者に」と遺言しても、後継者以外の相続人から異論が出ればその資産が散逸するなど、逆に障害となる場合もある。

このため、①については、相続人全員に納得してもらいやすいように、遺言に記した遺産分割割合にした理由について、メッセージを残す。法的な遺言だけでなく、残された人への心を込めた最期の挨拶として、公正遺言証書末尾の付言事項に盛り込むとよい。

②については、相続時精算課税制度（第5章参照）を活用するなどして生前贈与する代わりに、遺留分の放棄を依頼するとよい。

#### コラム5 配偶者居住権に留意しよう！

2019年に民法の契約に関する規定が改正され、この改正において配偶者居住権が新設された。配偶者居住権とは、被相続人の配偶者が、被相続人の建物の所有権を持っていなくとも、相続開始時に居住していたなど一定の要件を満たす場合に、その居住建物の全部について無償で使用及び収益する権利である。残された配偶者の生活を守る権利（第三者に対抗するためには登記が必要）であるため、経営継承に際して留意する。

【配偶者居住権のイメージ】夫が亡くなり、妻と子1人で1/2ずつ遺産分割する場合

夫の遺産	民法改正前	民法改正後
住居 2,000万円	妻 住居（所有権）2,000万円	妻 住居（居住権）1,000万円
	現金 500万円	現金 1,500万円
現金 3,000万円	子 現金 2,500万円	子 住居（所有権）1,000万円
		現金 1,500万円

### 3 法人経営の場合

- (1) 株式会社（特例有限会社を含む。）の場合は、株式の評価額を算出し、現経営者の所得税負担や後継者が株式等を買い取るために必要な資金額を把握する。
- (2) 株式会社の場合は、普通決議ができるようにするため、議決権行使できる株主の議決権の過半を有する株主が出席した株主総会における出席株主の議決権の過半を最低でも後継者が確保する必要があり、過半数を確保していないと取締役を解任されるリスクがある。また、経営権を安定的に保持するためには、

特別決議（定款変更など）ができるよう、議決権を行使できる株主の議決権の過半数（議決権の3分の1以上の割合とすることを定款で定めた場合は、その割合以上）を有する株主が出席する株主総会における出席株主の議決権の3分の2（これを上回る割合を定款で定めた場合は、その割合）以上を確保することが望ましい。

なお、特例有限会社における特別決議の要件は、総株主の半数以上（これを上回る割合を定款で定めた場合は、その割合以上）であって、当該株主の議決権の4分の3以上の賛成となるので、多くの株主がいる場合はその株式を後継者が取得して株主数を集約する必要がある（普通決議の要件は株式会社と同じ。）。

- (3) 平成2年の商法改正前は、会社設立時に最低7人の発起人が必要とされていたため、例えば創業者が出資金を7人分負担した上で名義だけを借りていて、株主名簿に記載されている株主と実際の所有者が一致していない株式（名義株）が存在する場合がある。この名義株を放置しておくと、将来的に名義株主から買取請求を受けて、会社が買い取るためのまとまった資金が急に必要となるリスクがある。そのため、経営継承前に株主名義の変更日を明確にした【様式例13】名義株確認書兼名義書換承諾書を名義株主から提出してもらい、名義変更をしておく。この名義変更のタイミングによっては、贈与税などが発生するおそれがあることに留意する。
- (4) 平成16年の商法改正前は、原則として株券を発行する義務を負うと規定<sup>14</sup>されていたが、実際は多くの会社で株券が発行されていなかった。同年の商法改正により、株式譲渡制限会社は株主の請求があるときまでは株券を発行しないことができる<sup>15</sup>ようになったものの、実際はこの特例を適用していない今まで、引き続き株券を発行していない会社がほとんどであった。

ところが、平成18年の会社法の施行に伴い、株式会社は株券を発行する旨の定款を定めることができると規定<sup>16</sup>されたことにより、株券の発行に関する原則が逆になった。このため、経過措置として、旧商法下で設立された株式会社は、定款で株券を発行するか否かを定めていない場合、株券を発行する旨の定款の定めがあるものとみなす<sup>17</sup>とされたが、多くの会社が株券の発行に関する定款の変更をしていないため、株式発行会社とされている場合が多い。

株主はいつでも株券発行会社に対して株券の発行を請求でき、株主はこれを拒否することができない<sup>18</sup>ため、偽造防止の措置をして株券を印刷し、株券を管理する台帳も作成するなど、実際に株券を発行するために相応の経費が発生する。

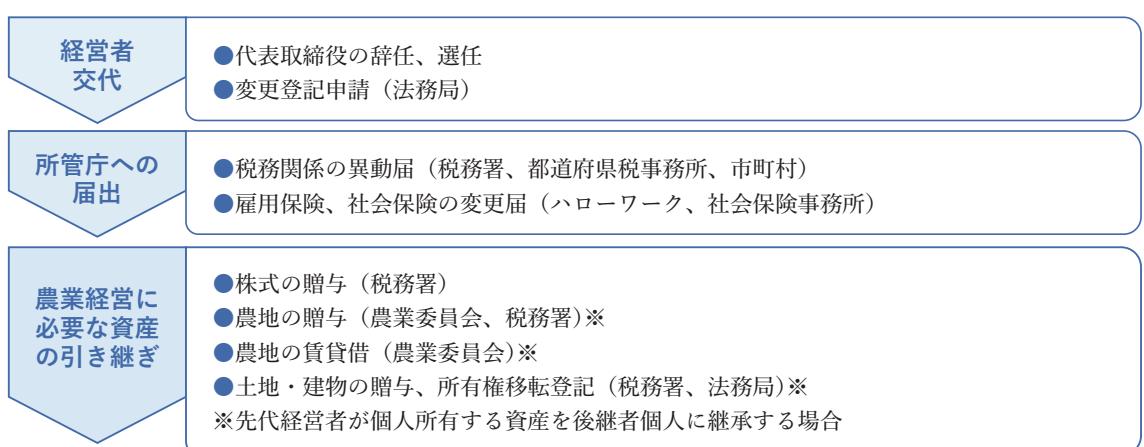
また、株券発行会社の株式の譲渡は、当該株式に係る株券を発行しなければその効力を生じない<sup>19</sup>とされており、株券発行会社における譲渡・贈与は実際に株券の交付がなければ法的に無効である。株券の交付がなされていないために、株式譲渡無効の訴えが認められたケースもあるので、定款変更により株券

不発行に変更するとともに、商業登記簿謄本も変更しておくとよい。

- (5) 株式会社である農業法人が現経営者個人から現金を借り入れている場合、その借入金が現経営者からの相続税を計算する際に資産（いずれ返済を受けることができる現金）として課税対象になり、現経営者個人における贈与税などを抜本的に節税することは難しい。

一方、農業法人においては、①金融機関からの借入金により、現経営者個人からの借入金を一括返済して継承しやすくなる、②現経営者からの借入金を資本金に振り替える（ただし、中小企業に対する支援における資本金要件（製造業その他の業種では、資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人など）に留意する。）、③役員報酬を減額し、減額分を現経営者個人からの借入金の返済額に充当するなどの手法で、現経営者個人からの借入金の解消が考えられる。

- (6) 農業法人の借入金について、現経営者が個人（連帯）保証していたり、現経営者個人が所有する不動産（自宅など）等を担保に提供していたりする場合がある。現経営者個人の保証債務は、移譲を受けた後の農業経営に多大な影響を及ぼすことがあることから後継者に引き継がないことが重要であり、経営者保証ガイドラインを活用して保証免除を受けることを検討する。
- (7) 現経営者が死亡した場合、農業法人は死亡退職金の支払いや現経営者が保有していた自社株の買取り資金等を準備する必要が生ずる。このような経営継承に伴う資金需要については、現経営者を被保険者とし、農業法人を死亡保険金の受取人とした生命保険を活用することによって対応することが可能である。
- (8) 主な公的手続等の流れ



## 第5 経営継承計画の実行

策定した経営継承計画に基づき、具体的な行動を実行していく。実行段階においては、農業経営に必要な資産や株式の譲渡（売却）など重要な取引を実行することになるため、移譲する資産を正しく評価し（第4章参照）、継承に伴う税負担を理解すると

ともに（第5章参照）、【様式例14】経営継承契約書、【様式例15】株式譲渡契約書を活用して、トラブルを未然に防止することが重要である。

また、経営継承計画の実行段階は、P D C Aサイクルを回し続けることも大切である。現経営者と後継者が強い意志を持って実行、進捗確認、計画修正のP D C Aサイクルを回し続け、それを専門家が継続的に支援し、できるだけ早く課題解決への対応を行うことが望ましい。そのためにも、現経営者や後継者、その親族など関係者全員が合意できる経営継承計画を策定し、経営権や資産を移譲した後も、定期的に経営継承計画を基に進捗管理を行い、必要に応じて修正、行動を続けていくことが大切である。

## 1 親族内継承における資産の継承方法

個人経営を親族内継承する場合は、農地や施設・農業用機械などの農業経営に必要な資産を相続により継承するが多く、先代経営者が存命の場合は使用貸借（無償）によって継承する場合が多い。

一方、法人経営を親族内継承する場合は、代表取締役に関する登記変更をするとともに、先代経営者が保有していた株式を相続により継承することになるが、資産の所有名義によっては先代経営者個人から法人へ賃貸借（有償）又は売買により継承することとなる。

### （1）相続

現経営者（被相続人）が死亡したことに伴い、現経営者の子息などの後継者（相続人）へ農業経営に必要となる資産を相続によって継承する方法であり、相続税が課される。

### （2）使用貸借（無償貸与）

現経営者から子息などの後継者へ農業経営に必要となる資産のうち農地等の所有権移転を行わず、使用貸借（無償貸与）契約によって継承する方法であり、課税は生じない。生計を一にする親族の間で後継者が賃借料等の対価を現経営者に支払ったとしても所得税の取扱いにおいて必要経費とはならないこと、現経営者の支払うべき固定資産税などの金額を後継者の必要経費にできることから、農地等については使用貸借（無償貸与）によって継承する方法が一般的である。

なお、親族間で経営者を交代する際に、不動産以外の農業経営に必要となる資産（肉用牛などの棚卸資産のほか、農業機械・乳牛などの減価償却資産）は貸借しようとしても、原則として贈与があったものとして取り扱われるため、現経営者から子息などへ贈与又は売買によって継承する必要がある。

### （3）贈与

現経営者が、生前に子息などの後継者へ農業経営に必要となる資産を贈与によって継承する方法であり、贈与財産の価額が年間の基礎控除である110万円を超える場合、後継者に対して贈与税が課される。後継者が無償で資産の譲渡を受ければ、当然贈与税が課税され、有償で資産の譲渡を受けた場合でも、個人から著しく低い価額の対価で財産を譲り受けた際には、その財産の時価と支払った対価

との差額に相当する金額は、財産を譲渡した人から贈与により取得したものとみなされるので留意する必要がある。なお、著しく低い価額の対価であるかどうかは、個々の具体的な事案に基づき判定することになる。

#### (4) 売買（譲渡）

現経営者（売主）と後継者（買主）との間で、売買（譲渡）によって農業經營に必要となる資産を継承する方法である。親族間取引の場合は第三者への売買と比べて恣意的に安価な価格設定が行われやすいため、適正な帳簿価額、相続税評価額、固定資産税評価額、市場価格、精通者意見価格、再調達価額、収益還元法などで計算した価額などを参考にして売買価格を定めることが望ましい。

現経営者が消費税の課税事業者である場合は、現経営者が廃業する年度に、複数年にわたって生産・仕入れていた農産物・肉用牛などを、まとめて後継者へ売却すると課税売上に係る消費税額が課税仕入れ等に係る消費税額を上回るため、現経営者に消費税の負担が生じる。

後継者については、課税期間の基準期間（個人事業者の場合は前々年、法人の場合は前々事業年度（前々事業年度が1年未満の場合には、事業年度開始の日の2年前の日の前日から同日以後1年を経過する日までの間に開始した各事業年度を合わせた期間）における課税売上高が1,000万円以下である場合には、消費税の納税義務が免除される一方で、消費税の課税事業者を選択すれば、現経営者から仕入れた農産物等に課される消費税について、仕入税額控除を受けることができる。

ただし、個人経営の現経営者である親から子息へ親族内継承を行う場合は、親に係る消費税の納税時期が、子息に係る消費税の還付時期よりも先になるため、親に係る消費税の納税資金を別途、準備しておく必要がある。

なお、消費税のインボイス制度導入後は、現経営者が適格請求書発行事業者（インボイス登録事業者）でない場合は、原則として仕入税額控除を受けることができなくなることに留意する必要がある。

### コラム6 著しく低い価額の対価で財産の譲渡

#### 【所得税】

個人事業者である現経営者の譲渡益に対して、土地（農地を含む。）・建物等は分離課税、農業用機械その他は総合課税により所得税が課される。

土地や建物の売却に当たって、売却先が法人で売却価額が時価（通常売買される価額）の2分の1を下回っている場合は、売った土地や建物の時価を収入金額として譲渡所得が計算される。例えば、同族会社の代表者個人がその会社に時価1億円の土地を4,000万円で売った場合は、1億円が譲渡所得の収入金額になるので留意する必要がある。さらに、売却先の法人においても、土地や建物の譲渡価額と時価との差額は受

贈益とみなされ、収益計上する必要がある。

また、資産の譲渡による所得であっても、事業所得者が商品、製品、半製品、仕掛品、原材料などの棚卸資産を譲渡した場合の所得は、譲渡所得ではなく、事業所得として課税されるが、譲渡価額が帳簿価額と同額であれば、所得税の負担は生じない。ただし、譲渡価額が著しく低い価額の対価（通常の販売価額の概ね70%に相当する金額に満たない対価）の場合は、時価との差額を事業所得の収入金額として課税される。

課税譲渡所得の金額は、次のように計算する。

$$\text{課税譲渡所得金額} = \text{収入金額} - (\text{取得費} + \text{譲渡費用}) - \text{特別控除額}$$

(参考)

#### ・譲渡所得の対象となる資産

土地、借地権、建物、株式等、金地金、宝石、書画、骨とう、船舶、機械器具、漁業権、取引慣行のある借家権、配偶者居住権、配偶者敷地利用権、ゴルフ会員権、特許権、著作権、鉱業権、土石（砂）などが含まれるが、貸付金や売掛金などの金銭債権は除かれる。

#### ・取得費

売った土地や建物を買い入れたときの購入代金や、購入手数料などの資産の取得に要した金額に、その後支出した改良費、設備費を加えた合計額をいい、建物の場合は、所有期間中の減価償却費相当額を差し引いて計算する。

土地や建物の取得費が不明、実際の取得費が譲渡価額の5%よりも少ないと、譲渡価額の5%を取得費（概算取得費）とすることができる。財産の時価と支払った対価との差額に相当する金額は、財産を譲渡した人から贈与により取得したものとみなさる。

#### ・譲渡費用

土地や建物を売るために支出した費用をいい、仲介手数料、測量費、売買契約書の印紙代、売却するときに借家人などに支払った立退料、建物を取り壊して土地を売るときの取壊し費用などが該当する。

### 【贈与税・相続税】

資産の売買であれば、贈与ではないので原則として贈与税は課税されない。無償で資産を譲渡すれば贈与となり、個人間での贈与には贈与税が課税される。有償で資産を譲渡した場合でも、著しく低い価額の対価で財産の譲渡を受けた場合には、その財産の時価と支払った対価との差額に相当する金額は、財産を譲渡した人から贈与により取得したものとみなされる。

時価とは、その財産が土地や借地権などである場合及び家屋や構築物などである場合には通常の取引価額に相当する金額を、それ以外の財産である場合には相続税評価額をいい、著しく低い価額の対価であるかどうかは、個々の具体的な事案に基づき判定する。この判定は、法人に対して譲渡所得の基準となる資産の移転があった場合に、時価で譲渡があったものとみなされる「著しく低い価額の対価」の額の基準となる「資産の時価の2分の1に満たない金額」によるものではない。

ただし、著しく低い価額の対価で財産を譲り受けた場合であっても、譲り受けた人が資力を喪失して債務を弁済することが困難であることから、その弁済に充てるためにその人の扶養義務者から譲り受けたものであるときは、その債務を弁済することが困難である部分の金額については、贈与により取得したものとはみなされないとされている。

(参考) 無償譲渡があった場合の課税関係

譲渡形式	課税関係	
	贈与者	受贈者
個人から個人へ	課税なし※1	贈与税課税
個人から法人へ	みなし譲渡所得課税※2	法人税課税
法人から個人へ	法人税課税	所得税課税
法人から法人へ	法人税課税	法人税課税

※1 限定承認に係る相続又は包括遺贈の場合、所得税が課税される

※2 時価の2分の1に満たない価額で資産を譲渡した場合を含む

### コラム7 肥育牛経営A氏のケース（親族内継承、個人経営）

A氏は中国地方で肉用牛（肥育）を営んでおり、このたび長男B氏へ経営継承した。A氏が所有する主な農業経営に必要な資産は、農地、畜舎、生物（肥育牛）であったことから、農地及び畜舎については、使用貸借（無償貸与）によりB氏が当面使用することとした。生物（肥育牛）については、使用貸借（無償貸与）はできないが、贈与した場合は贈与税の負担が大きいことから、B氏に譲渡（売却）することとした。原価計算に基づき売却価格を計算して譲渡（売却）したため、A氏に譲渡益は発生しないものの、消費税負担が発生した。

このため、B氏は消費税の課税業者を選択することで、A氏からの生物購入に伴う仕入税額控除を受けることで、世帯全体としては税負担が軽減できた。

また、A氏の金融機関からの借入金については、継承と同時にB氏が債務引受けを行うことで金融機関の合意を得た。

### コラム8 畑作経営C氏のケース（親族内継承、法人経営）

C氏は北海道で畠作を営む株式会社D社を経営していたが、65歳になる前に、これまでD社で農作業に従事していた二女E氏へ経営継承することになった。

C氏はD社の株式の全てを保有しており、そのD社は、農地、集出荷施設、倉庫を法人名義で所有している。その他の資産としては、耕作用の大型機械をC氏個人が所有しており、D社に有償貸与している。

このため、経営継承に当たっては、法人版事業承継税制を利用して保有するD社の株式をE氏へ一括生前贈与することで、贈与時及び相続時の税負担を軽減した。

一方、耕作用の大型機械はC氏がD社を設立する前に補助金を利用して購入したもので、E氏に贈与又は相続すると補助金の返還を求められるため、少なくとも処分制限期間中はD社への有償貸与を継続することとした。

また、D社の金融機関からの借入金についてC氏が連帯保証していたため、金融機関に相談したところ、経営者保証ガイドラインに準じて対応してもらえることとなり、C氏の連帯保証は免除され、E氏の債務加入も不要となった。

## 2 第三者継承（従業員等）における資産の継承方法

### (1) 個人経営の場合

#### ア 譲渡（売却）

現経営者（売主）と後継者（買主）との間で、売買（譲渡）によって農業経営に必要となる資産を継承する方法である。親族内継承における売買（譲渡）と同様に、現経営者に対して所得税が課される。なお、後継者は農地等の所有権、賃借権等の権利移動について農業委員会の許可を受ける必要がある。

#### イ 贈与

現経営者が後継者に対して、農業経営に必要となる資産を贈与することは一般的ではないが、現経営者に相続する親族がいない場合などに選択されることもあり、この場合は後継者に贈与税が課される。

### (2) 法人経営の場合

現経営者（売主）と後継者（買主）との間で、株式を譲渡（売買）することによって継承する。次の理由から、株式の譲渡と併せて現経営者に退職金を支払うケースが多く、現経営者に対して所得税（譲渡所得及び退職所得）が課されるが、株式の譲渡は消費税の非課税取引である。

ア 退職金の支払いによる現預金等の減少に伴い、株式の評価額が下がることによって、株式買取りに係る後継者の資金負担が軽減される。

イ 株式の評価額が下がることによって、現経営者の株式に係る譲渡所得が減る一方で、退職所得が増える。それぞれの所得に対する課税額の計算方法が異なることから、株式の譲渡額及び退職金額の組み合わせ次第で、現経営者にとって所得税の負担が軽減される場合がある。

### コラム9 施設野菜経営F氏のケース（第三者継承、個人経営）

F氏は中部地方で施設野菜を個人で営んでいたが、農業経営を引き継ぐ意志のある親族がないことから、農の雇用事業を活用して新規就農を希望するG氏を研修生として受け入れ、真摯に農業に取り組む姿勢や誠実な人柄を見込んで経営を託すことを決心し、G氏と話し合いをして継承することとした。F氏は、農地、ガラスハウス及び養液栽培設備一式を所有していたが、G氏の自己資金が少ないとから、農地は農地中間管理機構を利用して有償貸与とし、ガラスハウス及び養液栽培設備一式のみ譲渡（売却）することとした。このため、G氏はガラスハウス及び養液栽培設備一式の買取り資金を調達するための相談を市町村職員にしたところ、金融機関の紹介を受け、無利子の制度資金である青年等就農資金を借り入れた。

譲渡価格は帳簿価格相当額であったため、F氏に譲渡益が発生せず所得税の負担は発生しなかった。

### コラム 10 酪農経営H氏のケース（第三者継承、法人経営）

H氏は東北地方で酪農を営む株式会社I社を経営していたが、このたび就農イベントで知り合って10年来の付き合いがあったJ氏に経営継承することになった。

H氏はI社の株式の全てを保有しており、純資産価額方式にて株価を算定し、J氏に譲渡（売却）するつもりであったが、株主名簿上では株式の一部が親戚の名義になっていることが判明したため、H氏はその親戚から同意書を取得して株式の名義をH氏に変更した。名義株式の解消後に、I社からH氏に対して株式譲渡前に退職金を支払ったことでI社の株価が下がり、J氏の株式買取りに係る負担及びH氏の所得税負担が軽減された。また、株式の譲渡は消費税の対象外であることから、H氏に消費税の負担は生じなかった。

### コラム 11 露地野菜経営K氏のケース（第三者継承、個人経営）

K氏は甲信地方で露地野菜を営んでおり、このたび東京から移住し、脱サラ就農を希望するL氏に経営継承することになった。

K氏が所有する主な農業経営に必要な資産はトラクター、野菜収穫機、軽トラック等一式である。

民間の農業者マッチングサイトを活用してL氏と出会い、熱心で真面目な人柄を見込んで経営を託すこととした。L氏が就農して数年後に経営を継承しようとしたときに農業経営に必要な資産の譲渡価格に関して意見の相違が生じた。

このため、日頃より中古農機具の下取先として取引のあった農業系リース会社へ相談し、売買実例価格に基づく資産評価意見書を得て、双方が納得できる価格が分かった。しかし、L氏は手元に十分な資金がなく、農業経営に必要な資産の分割譲渡を希望していたため、K氏はリース会社へ資産売却し同社から代金の一括支払いを受ける一方、L氏はリース会社から資産を長期賃貸借し、事業が安定する10年後に譲渡を受ける形とした。

また、リース賃貸としたことでL氏は所有に伴う納税や経理処理等の事務負担からも解放され、営農への専念にもつながった。

## 3 第三者継承（M&A）における資産の継承方法

### （1）資産の継承方法

第三者継承（M&A）による資産の継承方法は、主に以下の3つである。

#### ア 事業譲渡

農業法人（売り手）の事業の全部又は一部を他の会社（買い手）に譲渡する方法である。

買い手は譲渡の対象とする事業や資産を個別的に選択することができるため、不要な事業や資産を買う必要がない、買取り後に売り手に簿外債務があることが発覚してもそれに対する義務を負わないなどのメリットがある。一方で、売り手はデューデリジェンス（法務・税務・労務等の監査を含む企業価値の算定

をいう。以下同じ。) の必要性が低いなどのメリットがある。

#### イ 株式譲渡

農業法人（売り手）の株式を他の人物あるいは他の会社（買い手）に譲渡することで、会社の経営権を引き渡す方法である。

事業譲渡と異なり農業法人そのものを譲り渡すため、買い手は買取り後に売り手に簿外債務があることが発覚すればそれに対する義務を負うリスクがある。また、売り手は売却前にデューデリジェンスを厳密に行う必要性が高く、それに伴うコスト負担が大きいなどのデメリットがある。一方で、売り手の農業法人に事業譲渡益が発生する事業譲渡と異なり農業法人の株主（個人）に株式譲渡益が発生し、消費税が課税されないため税負担が抑えられるメリットがある。

#### ウ 会社分割

農業法人（売り手）が、譲渡の対象となる事業に関する義務の全部又は一部を分割し、他の会社（買い手）に吸収させる方法である。

譲渡の対象とする事業を包括的に継承するため、買い手は買取り後に売り手に簿外債務があることが発覚すればそれに対する義務を負うリスクがある。売り手は売却前にデューデリジェンスを厳密に行う必要性が高く、それに伴うコスト負担が大きいなどのデメリットがある。一方で、買い手は買取りの対価として株式を交付するため現金が不要であり、それに伴い買取りに係る消費税が課税されない場合があるなどのメリットがある。

### (2) 第三者継承（M&A）の進め方

一般的な第三者継承（M&A）の進め方は、以下のとおりである。

- ① 仲介業者の選定
- ② 契約締結
- ③ 事業評価
- ④ 買い手の選定
- ⑤ 價格交渉
- ⑥ 基本合意書の締結
- ⑦ デューデリジェンス
- ⑧ 最終契約締結
- ⑨ クロージング（売買取引の完了）

第三者継承（M&A）を進めるにあたっては、農業法人（売り手）の社内外において秘密保持が重要であること、買い手及び仲介業者に対して完全な情報開示が必要であることに留意する。

農業においては、廃業を検討する前の最終手段として融資を受けている金融機関などを通じて買い手を探すことが多く、買い手が見つからないケースもままある。実例を見ると、畜産経営をしていた農業法人が地域内の食品関連会社や同業者に農業経営を丸ごと売却する等の「地域型M&A」と言えるような第三者継承

が行われていることが多い。

## 第6 繙承後の併走と経営発展

経営の移譲を受けた後継者は、経営継承をした日から生産・販売・営業・経営など多様な業務を行うこととなる。しっかりと経営継承に向けた準備をして、円滑に経営を移譲できたとしても、先代経営者がやっていたこと全てを引き継ぐことは難しい。このため、経営を継承した後の数年間は、先代経営者が後継者のアドバイザーとして併走する、後継者がこれまでの経営方針やビジネスモデルを尊重して農業経営を行うことで、継承直後の経営を安定させるとともに周囲の信頼を勝ち取り、今後の経営発展に向けた事業構想を検討することができる。

また、経営者が交代すると同時に大規模な経営転換を行えば、これまでの販売先や金融機関などの取引先、従業員など周囲の関係者が不安を感じ、取引の中止や離職につながる場合もある。

先代経営者の併走期間をどの程度とするのが望ましいのかは個々の経営実態により異なるため一概には言えないが、あまり長くすると後継者の自立を妨げたり、人間関係が壊れたりすることもある。特に、親族内継承においては、10年以上前に継承したのに、先代経営者の意思が経営に直結したままというケースも散見され、本当の意味で経営継承がなされたとはいえず、将来に向けた経営発展にも支障が出るおそれが多い。親族内だからこそ、後継者と先代経営者の役割分担を明確にしておくことが望ましい。

農業に限らず経営は、継続性・持続性がその価値を高め、着実に実績をあげていけば、周囲の信頼も高まるため、実績と信頼を積み重ねてから後継者自身がやりたいことに挑戦すれば、より成功しやすくなる。

## 第4章 移譲する資産の評価方法

移譲する農業経営に必要となる資産の評価について、親族内継承においては贈与・売買いずれの場合も相続税評価額（財産評価基本通達）が基本となる。

一方、第三者継承（従業員等）における売買価格は双方の合意によるが、売買実例価額、精通者意見価格のほか、財産評価基本通達や法人税基本通達などによる評価方法を参考に評価することになる。

### 第1 農地・土地・建物

農地、土地（農地以外）、建物ごとの評価は以下のとおりである。

なお、賃貸されている農地や土地、建物等については、権利関係に応じて評価額が調整される。また、負担付贈与、あるいは個人間の対価を伴う取引により取得した農地や土地、建物等について贈与税を計算するときは、通常の取引価額によって評価する。

#### 1 農地

純農地、中間農地、市街地周辺農地、市街地農地の4種類に区分して評価する<sup>20</sup>。それぞれの評価方法は【表12】のとおりである。

【表12】農地の評価

純農地及び 中間農地の評価	倍率方式により評価する。 ※倍率方式：その農地の固定資産税評価額に、国税庁が定める一定の倍率を乗じて評価する。
市街地周辺農地の評価	その農地が市街地農地であるとした場合の価額の80%に相当する金額によって評価する。
市街地農地の評価	宅地比準方式又は倍率方式により評価する。 ※宅地比準方式：その農地が宅地であるとした場合の1平方メートル当たりの価額から、その農地を宅地に転用する場合にかかる通常必要と認められる1平方メートル当たりの造成費に相当する金額を控除した金額に、その農地の地積を乗じて計算した金額により評価する。

## 2 土地（農地以外）

原則として宅地、田、畠、山林などの地目ごとに、路線価が定められている地域は路線価方式、路線価が定められていない地域は倍率方式により評価<sup>21</sup>する。

## 3 建物

固定資産税評価額（総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づいて評価された額を知事又は市町村長が決定し、固定資産課税台帳に登録したもの）により評価<sup>21</sup>する。

## 第2 減価償却資産

### 1 一般動産（車両・農業用機械等）

原則として、売買実例価額、精通者意見価格等を参照して評価する。

ただし、売買実例価額、精通者意見価格等が明らかでない一般動産については、その一般動産と同種及び同規格の新品の課税時期における小売価額から、その一般動産の製造の時から課税時期までの期間（その期間に1年未満の端数があるときは、その端数は1年とする。）の償却費の額の合計額又は減価の額を控除した金額によって評価する。

なお、法人に対する第三者継承の場合は、法人税基本通達に基づき、再取得価額を基礎として旧定率法により計算される未償却残額相当額によって評価する方法もある。

### 2 生物（牛、馬、豚、果樹等）

牛、馬、豚等は売買実例価額、精通者意見価格等を参照して評価する。果樹等は樹種ごとに幼齢樹及び成熟樹に区分し、それらの区分に応ずる樹齢ごとに評価する。

#### （1） 幼齢樹（成熟樹に達しない樹齢のもの）

植樹の時から課税時期までの期間に要した苗木代、肥料代、薬剤費等の現価の合計額の100分の70に相当する金額によって評価する。

#### （2） 成熟樹（その収穫物による収支が均衡する程度の樹齢に達したもの）

植樹の時から成熟の時までの期間に要した苗木代、肥料代、薬剤費等の現価の合計額から、成熟の時から課税時期までの期間（その期間に1年未満の端数があるときは、その端数は1年とする。）の償却費の額の合計額を控除した金額の100分の70に相当する金額により評価する。この場合における償却方法は、所得税法に規定する定額法<sup>22</sup>によるものとし、その耐用年数は耐用年数省令<sup>23</sup>に規定する耐用年数による。

### 3 無形資産

特許権や商標権、営業権などについては、それぞれの計算方法が相続税評価基本通達によって定められている。

営業権については、以下により計算する。ただし、医師や弁護士等のようにその者の技術、手腕又は才能等を主とする事業に係る営業権で、その事業者の死亡とともに消滅するものは評価しない。

#### 営業権の価額

$$= \text{超過利益金額} (\text{平均利益金額(注)} \times 0.5 - \text{標準企業者報酬額} - \text{総資産価額} \times 0.05) \\ \times \text{営業権の持続年数 (原則として10年)} \text{ に応ずる基準年利率}$$

(注) 平均利益金額が5,000万円以下の場合は、営業権の価額が算定されない。

## 第3 棚卸資産

### 1 農産物・畜産物（肉用の牛、馬、豚等）等

課税時期において販売する場合における販売価額から、そのうちに含まれる適正利潤の額、予定経費の額及びその農産物・畜産物等に係る納付すべき消費税額を控除した金額によって評価する。

なお、法人に対する第三者継承の場合は、法人税基本通達に基づき、製品として売却したものとした場合の売却可能価額から見積追加製造原価(未完成品の場合)及び見積販売直接経費を控除した正味売却価額により評価する方法もある。

### 2 原材料等

課税時期において購入する場合の仕入価額に、その原材料の引取り・加工等に要する運賃、加工賃その他の経費の額を加算した金額によって評価する。

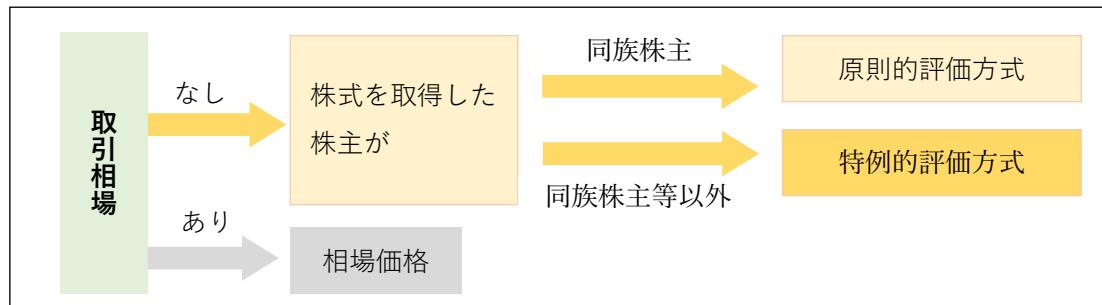
【表13】財産評価基本通達<sup>24</sup>による資産区分別の評価方法 (上記第1から第3までの要約)

資産区分		評価
土地 建物	農地	純農地・中間農地：倍率方式
		市街地周辺農地：市街地農地とした場合の80%に相当する金額
		市街地農地：宅地比準方式又は倍率方式

	農地以外	路線価方式もしくは倍率方式
	建物	固定資産税評価額
減価償却資産	一般動産	原則として売買実例価額、精通者意見価格等を参照して評価
	生物	牛馬等 原則として売買実例価額、精通者意見価格等を参照して評価
		果樹等 幼齢樹：苗木・肥料・薬剤費等の合計額の70% 成熟樹：(苗木・肥料・薬剤費等の合計額 - 償却費の合計額) の70%
	無形資産 (営業権)	超過利益金額 × 営業権の持続年数（原則として10年）に応ずる基準年利率
棚卸資産	農産物・畜産物 (肉用の牛、馬、豚等) 等	販売価額 - 適正利潤 - 予定経費 - 消費税額
	原材料等	仕入価額 + 引取り・加工等の運賃 + その他の経費

#### 第4 株式

取引相場のある株式(上場株式、気配相場等のある株式)であるかの区分をした上で、相続や贈与などで株式を取得した株主が、その株式を発行した農業法人の経営支配力を持っている同族株主等であるかで区分して、原則的評価方式又は特例的な評価方式(配当還元方式)により評価<sup>25</sup>する。



##### 1 原則的評価方式

同族株主等に該当する株式についての評価方式であり、株式を発行した農業法人を総資産価額、従業員数及び取引金額によって、大会社・中会社・小会社のいずれかに区分して、類似業種比準方式、純資産価額方式、両方式の併用で評価するものである。

###### (1) 会社の区分

###### ア 大会社

原則として、類似業種比準方式により評価する。類似業種の株価を基に、評価する会社の1株当たりの「配当金額」、「利益金額」及び「純資産価額(簿価)」の3つで比準して評価する方法である。なお、納税者の選択により純資産価額方式によって評価することもできる。

###### イ 小会社

原則として、純資産価額方式によって評価する。農業法人の総資産や負債を原則として相続税の評価に洗い替えて、その評価した総資産の価額から負債や評価差額に対する法人税額等相当額を差し引いた残りの金額により評価する。

#### ウ 中会社

大会社と小会社の評価方法を併用して評価する。

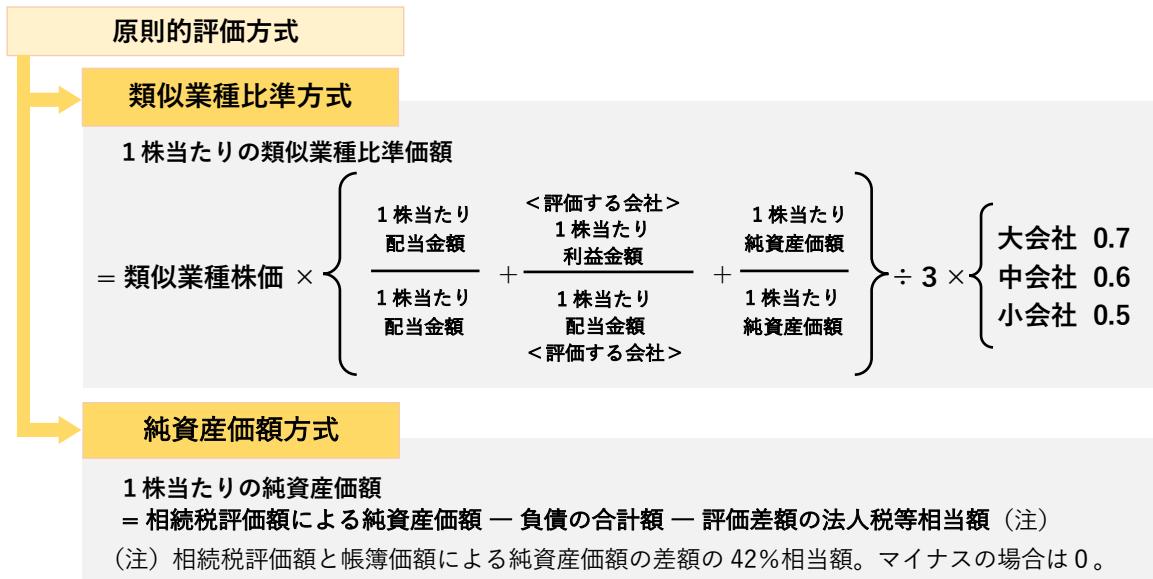
なお、納税者の選択により純資産価額方式によって評価することもできる。

#### (2) 類似業種比準方式

類似業種の株価を基に、評価する会社の1株当たりの配当金額、利益金額及び純資産価額（簿価）の3つで比準して評価する方法である。

#### (3) 純資産価額方式

農業法人の総資産や負債を原則として相続税における評価に改めて、その評価した総資産の価額から負債や評価差額に対する法人税額等相当額を差し引いた残りの金額により評価する方法である。相続税財産評価に関する基本通達<sup>25</sup>により、大会社（原則として類似業種比準方式）及び中会社（類似業種比準方式と純資産価額方式の併用）であっても、納税者が選択できるとされている。



### 2 特例的な評価方式（配当還元方式）

特例的な評価方式は、同族株主以外の株主が取得した株式についての評価方式である。その株式の発行会社の規模にかかわらず原則的評価方式に代えて、その株式を所有することによって受け取る1年間の配当金額を、一定の利率(10%)で還元して元本である株式の価額で評価する。

### 3 特定の評価会社の株式の評価

純資産価額中に占める土地などの価額の合計額の割合が一定以上の会社(土地保有特定会社)の株式など特定の評価会社の株式は、原則として、純資産価額方式や清算分配見込額により評価する。

## 第5章 贈与税・相続税・所得税

### 第1 贈与税

個人から個人が財産をもらったときにかかる税金（農業法人から個人が財産をもらったときは、所得税が課される。）であり、現経営者から後継者に農業経営に必要となる資産を贈与した場合、後継者に贈与税の納税義務が生じる。

贈与税の課税方法には、暦年課税と相続時精算課税の2つがあり、一定の要件に該当する場合に相続時精算課税を選択することができる。

#### 1 暦年課税

贈与税は、1人が1月1日から12月31日までの1年間に贈与を受けた財産の価額の合計額から、110万円の基礎控除額を控除した残額に対して課税される。後継者が1年間（暦年）に贈与を受けた財産の価額が110万円以下の場合には贈与税はかかりず、1年間（暦年）当たり110万円を超える金額に応じて10%から55%の贈与税が課税される。

なお、2015年以降、祖父母や父母などの直系尊属から20歳以上の子や孫への贈与について、特例税率が設けられ税率が若干優遇されているが、基礎控除額は110万円で変更はない。

#### 2 相続時精算課税

相続時精算課税を選択した贈与者ごとに、その年の1月1日から12月31日までの1年間に贈与を受けた財産の価額の合計額から2,500万円の特別控除額を控除した残額に対して贈与税が課税される。

なお、この特別控除額は贈与税の期限内申告書を提出する場合のみ控除することができ、現経営者が60歳以上の場合、20歳以上の子又は孫の後継者に経営継承する際に選択できる。

2,500万円の特別控除額を超える部分に20%の贈与税が課税されるが、特別控除額の範囲内の財産であれば贈与税がかからず、特別控除額を超えて贈与税を納めた場合は、現経営者の相続のときに、贈与時の価額で相続税額を計算し、相続時精算課税制度による贈与税額を控除して精算する。

この特別控除額は複数年にわたって利用できるが、本制度を選択すると同じ贈与者（現経営者）から贈与を受ける財産については相続時精算課税制度が適用され、暦年課税は適用できなくなることに留意する。

なお、相続時精算課税を選択しても同じ贈与者（現経営者）以外の者から贈与を受けた財産については、暦年課税が適用される。

相続税が生じると見込まれる場合、将来的に評価額が下がる財産（例えば、減価償却資産）について相続時精算課税の適用を受けると不利になることがあるので十分考慮する必要がある。一方、将来的に評価額が上がる財産（例えば、業績好調で今後も内部留保の蓄積が見込まれる自社株式）について相続時精算課税の適用を受けると有

利になることがある。

【表 14】暦年課税と相続時精算課税の比較<sup>26</sup>

		暦年課税	相続時精算課税
現経営者 (贈与者)	誰からでも可		60歳以上の直系尊属 (住宅資金は60歳未満も可)
後継者 (受贈者)	誰でも可		20歳（2022年4月から18歳）以上 の子・孫（養子の数に制限なし）
贈与時	非課税枠	受贈者ごとに毎年年間110万円	贈与者ごとに相続開始までに 原則として2,500万円
	税額計算	(贈与額 - 基礎控除110万円) × 超過累進税率（10%～55%）	(贈与額 - 2,500万円) × 20%
	計算期間	1月1日～12月31日	贈与した年から相続開始まで
相続時	税額計算	相続開始前3年以内の贈与は 相続財産に加算する	この制度で贈与したすべての 財産を相続時に加算する
	評価	贈与時の価額で評価され、上記の加算がされる	
	控除	贈与税額控除がある	
メリット	還付	還付されない	還付される
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 相続開始前3年より以前の贈与は相続財産に加算されない</li> <li>● 長期間、多人数に贈与し続ければ節税効果が大きくなる</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 一度に多額の資産を移転できる</li> <li>● 収益財産である場合は相続人に 資産蓄積ができる</li> <li>● 遺留分放棄のために多額の贈与 ができる</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 短期間で多額の贈与はできない</li> <li>● 贈与の証拠を残しておく手間がかかる</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 原則的に節税できない</li> <li>● 一度選択するとその受贈者に対して暦年贈与できなくなる</li> <li>● 贈与財産を使い切った場合に納税困難になる可能性がある</li> <li>● 小規模宅地の評価減が使えない</li> <li>● 物納ができない</li> </ul>

出典：清文社、牧口晴一・斎藤孝一著、中小企業の事業承継12訂版

### 3 計算方法

1月1日から12月31日までの1年間に贈与を受けた財産の価額を合計し、その合計額から基礎控除額である110万円を差し引く。次に、その残りの金額に税率を乗じて税額を求める。

実際の計算にあたっては、以下の速算表<sup>27</sup>に基礎控除額の110万円を差し引いた後の金額を当てはめて計算するとよい。

【表 15】贈与税の速算表 一般贈与財産用（一般税率）

特例贈与財産用（特例税率）以外の場合に使用する。

基礎控除後の 課税価額	200万円 以下	400万円 以下	600万円 以下	1,000万円 以下	1,500万円 以下	3,000万円 以下	4,500万円 以下	4,500万円 超
税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額	—	10万円	30万円	90万円	190万円	265万円	415万円	640万円

【表 16】贈与税の速算表 特例贈与財産用（特例税率）

直系尊属（祖父母や父母など）から、その年の1月1日において20歳以上の者（子・孫など）への贈与税の計算に使用する。

基礎控除後の 課税価額	200万円 以下	300万円 以下	400万円 以下	600万円 以下	1,000万円 以下	1,500万円 以下	3,000万円 以下	3,000万円 超
税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額	—	10万円	25万円	65万円	125万円	175万円	250万円	400万円

(表15及び表16) 引用：国税庁, タックスアンサー, No.4408贈与税の計算と税率（暦年課税）

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/zoyo/4408.htm>

## 第2 相続税

相続や遺贈によって取得した財産及び相続時精算課税の適用を受けて贈与により取得した財産の価額の合計額（債務などの金額を控除し、相続開始前3年以内の贈与財産の価額を加算する。）が、基礎控除額を超える場合にその超える部分（課税遺産総額）に対して課税される。相続税の申告及び納税が必要であり、その期限は被相続人（死亡した人）が死亡したことを知った日の翌日から10か月以内である。

### 1 計算方法

#### （1）課税遺産総額の計算

- ア 相続や遺贈によって取得した財産（遺産総額）の価額と、相続時精算課税の適用を受ける財産の価額を合計する。
- イ アから債務、葬式費用、非課税財産を差し引いて、遺産額を算出する。なお、非課税財産とは次のものを指す。
  - a 墓所、仏壇、祭具など
  - b 国や地方公共団体、特定の公益法人に寄附した財産
  - c 生命保険金のうち、500万円×法定相続人の数
  - d 死亡退職金のうち、500万円×法定相続人の数

- ウ 遺産額に相続開始前3年以内の暦年課税に係る贈与財産の価額を加算して、正味の遺産額を算出する。
- エ ウから基礎控除額を差し引いて、課税遺産総額を算出する。なお、課税遺産総額がゼロ以下となる場合は、相続税はかかるない。

$$\text{基礎控除額} = 3,000\text{万円} + 600\text{万円} \times \text{法定相続人の数}$$

## (2) 相続税の計算

ア 課税遺産総額を法定相続分（【表18】参照）の割合どおりに取得したものと仮定して、法定相続分に応ずる取得金額に税率を乗じた上で控除額を差し引いて各法定相続人別に税額を計算する（【表19】参照）。

イ アの税額を合計したものが相続税の総額となる。

ウ イの相続税の総額を、各相続人、受遺者及び相続時精算課税を適用した人が実際に取得した正味の遺産額の割合に応じて按分する。

エ ウから配偶者の税額軽減のほか、各種の税額控除を差し引いて、実際に納める税額を計算する。なお、各種税額控除とは次のものを指す。

### a 配偶者控除

配偶者が遺産分割や遺贈により実際に取得した正味の遺産額が1億6,000万円までか、配偶者の法定相続分相当額までであれば、配偶者に相続税はかかるない。

なお、配偶者控除を受けるためには、相続税の申告書の提出が必要である。

### b 未成年者控除

相続人が20歳未満の場合は、20歳に達するまでの年数1年につき10万円が控除される。

### c 障害者控除

相続人が障害者の場合は、85歳に達するまでの年数1年につき10万円（特別障害者の場合は20万円）が控除される。

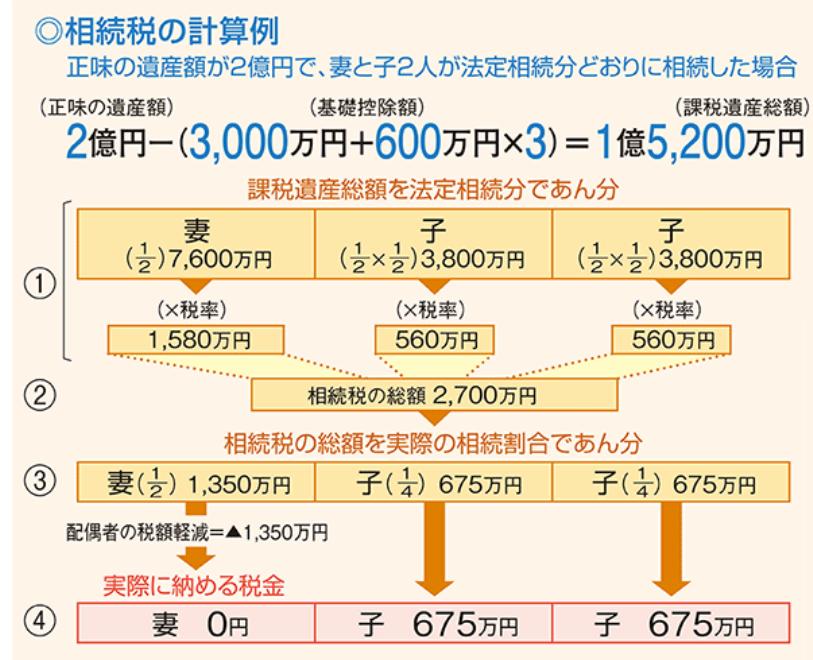
### d 暦年課税に係る贈与税額控除

正味の遺産額に加算された相続開始前3年以内の贈与財産の価額に対する贈与税額が控除される。

### e 相続時精算課税に係る贈与税額控除

遺産総額に加算された相続時精算課税の適用を受ける贈与財産の価額に対する贈与税額が控除される。なお、控除しきれない金額がある場合には、申告することにより還付を受けることができる。

【表 17】相続税の計算例<sup>28</sup>



【表 18】法定相続分の主な例<sup>28</sup>

相続人		法定相続分
子がいる場合	配偶者	1/2
	子	1/2 (人数分に分ける)
子がない場合	配偶者	2/3
	父母	1/3 (人数分に分ける)
子も父母もいない場合	配偶者	3/4
	兄弟姉妹	1/4 (人数分に分ける)

【表 19】相続税の速算表<sup>28</sup>

法定相続分に応ずる取得金額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	-
1,000万円超～3,000万円以下	15%	50万円
3,000万円超～5,000万円以下	20%	200万円
5,000万円超～1億円以下	30%	700万円
1億円超～2億円以下	40%	1,700万円
2億円超～3億円以下	45%	2,700万円
3億円超～6億円以下	50%	4,200万円
6億円超～	55%	7,200万円

(表17,表18,表19) 引用：国税庁,暮らしの税情報（令和3年度版）財産を相続したとき  
[https://www.nta.go.jp/publication/pamph/koho/kurashi/html/05\\_4.htm](https://www.nta.go.jp/publication/pamph/koho/kurashi/html/05_4.htm)

### 第3 所得税

個人の1年間の全ての所得（非課税所得を除く。）から所得控除を差し引いた残りの課税所得に対して課税される。

所得は、その性質によって10種類に分かれ、それぞれの所得について、収入や必要経費の範囲あるいは所得の計算方法などが定められており、所得税では所得を総合所得、山林所得及び退職所得に区分する。

次に総合所得を①利子所得、②配当所得、③不動産所得、④事業所得、⑤給与所得、⑥譲渡所得、⑦一時所得、⑧雑所得に区分する。この区分ごとの所得について、対象となる収入、必要経費、所得控除等の所得の計算方法が定められ、これらの所得を合計した額に超過累進税率（所得が多くなるに従って段階的に税率が高くなる）を適用して、所得税額を計算する仕組み（総合課税）を原則としている。

一方で、山林所得、土地建物等の譲渡による譲渡所得、株式等の譲渡所得等の一定の所得については、他の所得金額と合計せず、分離して税額を計算し、確定申告によりその税額を納める（申告分離課税制度）。

経営継承においては、農業経営に必要となる資産を譲渡（売却）するのであれば譲渡所得や事業所得が、農業経営に必要となる資産を賃貸借するのであれば不動産所得や雑所得が、退職金を支払うのであれば退職所得が発生するため、現経営者に課税が生じる。

#### 1 譲渡所得

一般的に土地、建物、株式等、ゴルフ会員権、金地金などの資産を譲渡することによって生ずる所得をいう。

ただし、事業用の商品などの棚卸資産や山林の譲渡、使用可能期間が1年未満の減価償却資産や取得価額が10万円未満の減価償却資産（業務の性質上、基本的に重要なものを除く。）及び一括償却資産の必要経費算入の規定の適用を受けた減価償却資産などの譲渡による所得は、譲渡所得に含まれない。

##### （1） 農地や建物の譲渡による所得

他の所得、例えば給与所得などと合計せず、分離して計算する分離課税制度が採用されており、譲渡所得の税額は次のとおり計算する。

長期譲渡所得の場合：譲渡所得の税額 = 課税（長期譲渡）所得金額 × 15%

短期譲渡所得の場合：譲渡所得の税額 = 課税（短期譲渡）所得金額 × 30%

課税所得金額は、次のとおり計算する。

課税譲渡所得金額 = 収入金額 - (取得費 + 譲渡費用) - 特別控除額

##### ア 収入金額

土地や建物を売ったことによって買主から受け取る金銭の額を指すが、土地や建物を現物出資して株式を受け取った場合のように、金銭以外の物や権利で受け取った場合にはその物や権利の時価を指す。

イ 取得費

土地、建物の購入代金や購入手数料などの合計額を指す。建物については、減価償却費相当額を控除する。購入代金などが不明の場合には、譲渡価額の5%相当額を取得費とする。

ウ 譲渡費用

売却手数料や売買契約書の印紙代などを指す。

エ 特別控除額

土地や建物を譲渡した場合で、一定の要件を満たす場合に以下の特別控除額が適用される。

- a 収用等により土地建物を譲渡した場合は、5,000万円
- b マイホームを譲渡した場合は、3,000万円
- c 特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合は、2,000万円
- d 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合は、1,500万円
- e 平成21年及び平成22年に取得した土地等を譲渡した場合は、1,000万円
- f 農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合は、800万円
- g 低未利用土地等を譲渡した場合は、100万円

(注1) e及びg以外の特別控除額は、長期譲渡所得、短期譲渡所得のいずれからも一定の順序で控除することができる。e及びgの特別控除額は、長期譲渡所得に限り控除することができる。

(注2) 長期譲渡所得は譲渡した年の1月1日現在で所有期間が5年を超える土地建物を、短期譲渡所得は譲渡した年の1月1日現在で所有期間が5年以下の土地建物を、それぞれ譲渡したことによる所得をいう。

(注3) 土地、建物の譲渡所得から差し引く特別控除額の最高限度額は、年間の譲渡所得全体を通じて5,000万円である。

(2) 株式の譲渡による所得

上場株式等に係る譲渡所得等の金額と一般株式等に係る譲渡所得等の金額に区分し、他の所得の金額と区分して計算する申告分離課税が採用されている。

農業法人の経営継承においては、農業法人が発行する株式が一般に上場株式等にあたらないことから、一般株式等に係る譲渡所得の場合の課税額の計算式を示す。

譲渡所得の税額

$$= (\text{総収入金額 (譲渡価額)} - \text{必要経費 (取得費 + 委託手数料等)} \text{ (注1)}) \\ \times 20.315\% \text{ (所得税} 15.315\% \text{ (注2)、住民税 } 5\%)$$

(注1) 一般的には帳簿価額 (出資した金額)

(注2) 平成25年から令和19年までは、復興特別所得税として各年分の基準所得税額15%に2.1%を乗じた額を所得税と併せて申告・納付する。

## 2 退職所得

退職により農業法人から受ける退職手当などの所得をいう。社会保険制度などにより退職に基くとして支給される一時金、適格退職年金契約に基づいて生命保険会社又は信託会社から受ける退職一時金なども退職所得とみなされる。

課税退職所得金額は、原則として、次のように計算する。

$$\text{課税退職所得金額} = (\text{退職金の額} - \text{退職所得控除額(注)}) \times 1/2$$

(注) 退職所得控除額は、勤続年数20年以下の場合は $40\text{万円} \times \text{勤続年数}$ （ただし、80万円に満たない場合に80万円）、勤続年数20年超の場合は $800\text{万円} + 70\text{万円} \times (\text{勤続年数} - 20)$ 年）。

農業法人は、退職金を支払う際に所得税・住民税を源泉徴収し、先代経営者（退職者）から退職所得の受給に関する申告書の提出を受ける。これにより退職金に対する課税は終了し、退職金を受け取った先代経営者（退職者）は確定申告を行う必要はない。退職所得税額は、課税退職所得金額を以下の速算表にあてはめると簡単に求められる。

【表 20】退職所得の源泉徴収税額の速算表<sup>29</sup>

退職所得の源泉徴収税額の速算表			
課税退職所得金額 (A) ※	所得税率 (B)	控除額 (C)	税額 = ((A) × (B) - (C)) × 102.1%
195万円以下	5 %	0円	((A) × 5%) × 102.1%
195万円を超え 330万円以下	10%	97,500円	((A) × 10% - 97,500円) × 102.1%
330万円を超え 695万円以下	20%	427,500円	((A) × 20% - 427,500円) × 102.1%
695万円を超え 900万円以下	23%	636,000円	((A) × 23% - 636,000円) × 102.1%
900万円を超え 1,800万円以下	33%	1,536,000円	((A) × 33% - 1,536,000円) × 102.1%
1,800万円を超え 4,000万円以下	40%	2,796,000円	((A) × 40% - 2,796,000円) × 102.1%
4,000万円超	45%	4,796,000円	((A) × 45% - 4,796,000円) × 102.1%

引用：国税庁、タックスアンサー、No.2732退職所得の源泉徴収税額の速算表

[https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/gensen/2732\\_besshi.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/gensen/2732_besshi.htm)

【参考】経営継承に関連する主な課税税目

類型	資産の種類	移譲方法	対象別の課税税目	
			現経営者	後継者
親族内継承	農地 土地 建物	相続	—	相続税 登録免許税 固定資産税
		使用貸借	固定資産税	所得税(経費算入)
		贈与	—	贈与税 不動産取得税 登録免許税 固定資産税
	減価 償却 資産	相続	—	相続税 固定資産税
		使用貸借	固定資産税	所得税(経費算入)
		贈与	—	贈与税 固定資産税
		譲渡(売却)	所得税(譲渡所得) 消費税(課税売上)	固定資産税 消費税(課税仕入)
	棚卸 資産	相続	—	相続税
		贈与	—	贈与税
		譲渡(売却)	所得税(事業所得) 消費税(課税売上)	消費税(課税仕入)
	現預金	相続	—	相続税
		贈与	—	贈与税
第三者継承 (従業員等)	農地 土地 建物	譲渡(売却)	所得税(譲渡所得) 消費税(建物)	不動産取得税 登録免許税 固定資産税 消費税(建物)
		賃貸借	所得税(不動産所得) 固定資産税	所得税(経費算入)
	減価 償却 資産	譲渡(売却)	所得税(譲渡所得) 消費税(課税売上)	固定資産税 消費税(課税仕入)
		賃貸借	所得税(雑所得) 固定資産税	所得税(経費算入)
	棚卸 資産	譲渡(売却)	所得税(事業所得) 消費税(課税売上)	消費税(課税仕入)

## 第6章 農業経営の廃業

### 第1 廃業とは

個人経営をやめたり、農業法人の法人格を消滅させたりして、その事業を永続的に廃止することである。農業経営に供していた設備や在庫なども全て処分し、従業員を解雇して農業経営に関する全てのものを消滅させることになる。

親族内、第三者（従業員等）、第三者（M&A）のいずれの継承方法によっても後継者が見つからない場合の選択肢として、廃業を検討することになる。

農業を廃業する場合、農地や機械設備など農業経営に必要な資産を他の用途に利用することが難しく、農地の荒廃や機械設備の陳腐化を避けるため早期売却しようとすることが多い。そのため、一般的な相場に比べて低い価格で処分せざるを得ないことにより、金融機関からの借入金などの負債が資産を上回り、廃業手続きそのものが円滑に進まないケースも多い。また、社会的な賞賛という観点からも、廃業を選択するメリットは少ない。

【表21】 経営継承と廃業のメリット・デメリット

	メリット	デメリット
経営継承	<ul style="list-style-type: none"><li>● 経営を残すことができる</li><li>● 売却益を得ることもできる</li><li>● 従業員の雇用を確保できる</li><li>● 経営資産が有効活用される</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 後継者を確保し育成するコストと時間がかかる</li><li>● 後継者に資金面で負担がかかる</li></ul>
廃業	<ul style="list-style-type: none"><li>● 経営から完全に離れることができる</li><li>● 経営継承のプロセスより時間がかかる</li><li>● 経営リスクへの不安がなくなる</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 取引先や顧客に負担をかける</li><li>● 従業員の雇用を守れない</li><li>● 廃業費用がかかる</li><li>● 借金が残る可能性がある</li><li>● 農業経営に必要な資産が有効活用できない</li></ul>

### 第2 手続

一般的な廃業の手続きは、以下のとおりである。

なお、農業においては、農地の転用、賃借、売買のいずれについても、市町村、農業委員会、都道府県等の許認可や届出が必要である。

#### 1 個人経営の場合

所管の税務署あてに以下の書類を提出する。

- 個人事業の廃業届出書
- 青色申告の取りやめ届出書
- 消費税課税事業者の場合は、事業廃止届出書

- 従業員を雇用している場合は、給与支払事務所等の廃止届出書

## 2 法人経営の場合

株式会社を解散及び清算する場合の一般的な手続きは以下のとおりである。

### (解散・清算関係)

- 解散について株主総会で特別決議する。
- 株主総会から2週間以内に、法務局で解散登記及び清算人登記を行う。
- 官報に解散公告を掲載する（最低2か月間）。
- 税務署、都道府県税事務所、市区町村に異動届出書（解散）を提出する。
- 解散の日から2か月以内に、解散年度の法人税等の申告を行う。
- 残余財産を分配し、決算報告について株主総会の承認を得る。
- 清算結了登記を行い、税務署、都道府県税事務所、市区町村に異動届出書（清算結了）を提出する。

### (社会保険関係)

- 解散の日から5日以内に、健康保険・厚生年金保険適用事業所全喪届を年金事務所に提出する。
- 解散日の翌日から10日以内に、雇用保険被保険者資格喪失届及び雇用保険被保険者離職証明書、雇用保険適用事業所廃止届をハローワークに提出する。
- 解散日の翌日から50日以内に、労働保険確定保険料申告書を労働基準監督署又は都道府県労働局に提出する。

## 第7章 農業経営を未来につなぐ

農業経営には終わりがないが、経営者には寿命がある。後継者への継承準備を進めないままの状況で現経営者が他界してしまうと、相続で農業経営に必要となる資産が散逸してしまい、農業経営の継続が困難になるかもしれない。

また、現経営者が認知症などを発症してしまい、判断能力が不十分となれば、農業経営だけでなく、私有財産も含めて財産の処分に関する相続や遺言書の作成などもできなくなる。

経営（事業）が長く続いている企業のひとつの条件は、「経営をバトンタッチする仕組みができていること」と言われており、また人間の平均寿命が伸び続けて、人生100年時代とも言われている。

こうした中、現経営者が引退した後も充実した第2の人生を楽しんでいただけるよう、経営者としての旬を迎えているうちに、磨き上げてきた農業経営の継承の準備を進め、後継者へ円滑に託すことができるよう、農業に関わる行政機関や農業関連団体の職員、中小企業診断士、税理士などの専門家の皆様が農業経営者をしっかりと支援していただきたい。

## 様式例の使い方について

この様式例は、農業に関わる行政機関や農業関係団体など支援機関の職員、中小企業診断士、税理士などの専門家が、農業経営者の経営継承を支援する際に活用していただくことを想定して作成しています。

実際の支援にあたっては、必要に応じて内容に修正等を加えて利用してください。

### 様式例 1 経営継承診断票（セルフチェック用）

支援機関や専門家が現経営者に配付して、現経営者自身に作成し提出してもらいます。

裏面「あなたの現在と将来について」は、以下の記入例のように経営を譲るきっかけを記入してもらいます。

私の名前は、〇〇〇〇で、現在 62 歳、10 年後には 72 歳になります。後継者が大学を卒業して就農後 3 年目である 4 年後に経営を譲って、趣味の活動も含めて第 2 の人生としてボランティア活動をして地域に貢献したいと思っています。  
そのために、都道府県の就農サポート・経営サポート相談窓口に相談して、経営継承計画を 2025 年 8 月 31 日までに策定します。

### 様式例 2 経営継承診断票（ヒアリング用）

支援機関や専門家が現経営者と面談等を行う際のヒアリングシートとして利用します。現経営者が経営継承診断票（セルフチェック用）を作成・提出している場合は参考にしてヒアリングを進めます。

### 様式例 3 必要書類チェックリスト

現経営者自身に確認、作成してもらうことで経営継承に必要な情報の整理を促します。また、これらの書類を活用して、支援機関や専門家は支援を行います。

### 様式例 4 資産及び負債の状況

必要書類チェックリストを基に支援機関や専門家が作成して、現経営者に継承する資産の評価を把握してもらいます。

### 様式例 5 税額簡易計算シート（贈与税）

### 様式例 6 税額簡易計算シート（相続税）

資産及び負債の状況を整理して、現経営者自身に経営継承に伴う税負担（概算）を認識してもらいます。

なお、農林水産省のホームページにエクセルファイルを掲載していますので、必要に応じて活用してください。

### **様式例7 後継者の選定・育成シート**

現経営者が後継者と相談しながら作成してもらうことで、後継者の選定・育成について検討を深めることを促します。

### **様式例8 経営継承に関する話し合い記録**

現経営者や後継者、関係者で話し合いを行うたびに作成してもらいます。

(留意事項)

- ・ 経営継承を円滑に進めるためには、現経営者と後継者間だけでなく、現経営者の法定相続人などの関係者と合意を積み重ねていくことが大切です。
- ・ 合意したことは、「誰が（誰と）」、「いつ（いつまでに）」、「いくらで」、「どのように」を意識して記載するとわかりやすく、参加者間の理解のズレを防ぎやすくなります。また、保留したこと、決まらなかったことも同じように記載しておくと、次に合意すべきことが整理できます。
- ・ 合意すべき事項は多岐にわたります。合意したことを、経営継承計画書に落とし込んでいくようにすると、合意すべき事項の抜け漏れを防ぐことができます。
- ・ また、後日のトラブル防止のため、できるだけ参加者全員が署名（自署）しましょう。
- ・ 重要な合意や確認事項があれば、必ず【様式例12】経営継承に関する誓約書を作成しましょう。

### **様式例9 経営継承計画書**

経営継承の類型別の記載例を参考しながら、支援機関や専門家が支援を行い、現経営者及び後継者に共同で作成してもらいます。さらに、支援機関や専門家による課題の整理、具体的な対応策の提案などを加え、作り込んでいきます。

### **様式例10 家族経営協定書**

家族経営の場合は、現経営者及び後継者に作成してもらいます。支援機関や専門家は、記載内容について必要に応じてアドバイスをします。

### **様式例11 ハッピーリタイアメント宣言**

現経営者に作成してもらうことで、第2の人生について考えることを促します。

### **様式例12 経営継承に関する誓約書**

現経営者及び後継者に共同で作成してもらいます。必要に応じて、支援機関や専門家は、経営継承計画や話し合い記録、家族経営協定などで合意した事項が抜け漏れなく反映できているかなどを確認し、記載内容についてアドバイスをします。

なお、譲渡対象となる物件及びその価額が確定していない場合は、原則として印紙税法上の課税文書に該当せず収入印紙を貼付する必要はありません。ただし、現経営者引退後の役職と報酬に記載する内容によって、課税文書となる可能性がありますので、必ず所轄の税務署などにご相談ください。

#### **様式例13 名義株確認書兼名義書換承諾書**

会社法に基づく農業法人で、名義株が存在する場合に、名義株主に作成してもらいます。支援機関や専門家は、実情に応じて記載内容を修正するなどのアドバイスを行います。

#### **様式例14 経営継承契約書**

個人経営を売買（譲渡）により継承する場合に、現経営者及び後継者に共同で作成してもらいます。支援機関や専門家は、経営継承計画や経営継承に関する誓約書などで合意した事項が正しく反映されていること、合意した移譲金額に誤りがないかなどを確認します。

なお、原則として印紙税法上の課税文書に該当しますので、必ず所轄の税務署などにご相談ください。

#### **様式例15 株式譲渡契約書**

法人経営を継承する場合に使用します。支援機関や専門家は、経営継承計画や経営継承に関する誓約書などで合意した事項が正しく反映されていること、合意した株式譲渡代金に誤りがないかなどを確認します。

なお、原則として印紙税法上の課税文書に該当せず収入印紙を貼付する必要はありません。ただし、株式譲渡代金の代金・支払方法に記載する内容によって、課税文書となる可能性がありますので、必ず所轄の税務署などにご相談ください。

### 経営継承診断票（セルフチェック用）

経営継承を円滑に進めるためには、最低3~5年が必要となる場合が多く、早く準備に着手することで何よりも大事です。経営者として気力・体力ともに充実している、いまこそ、経営継承に向けて取組を開始しましょう。

■次の1~3の中から当てはまる項目を選び、【 】から該当する内容を選択し、年月も記入してください。各質問に、「はい」、「いいえ」で回答してください。

#### 1 私には後継者【親族・従業員・その他】がいる。

経営継承する時期は、\_\_\_\_年\_\_\_\_月頃と考えている。

Q 1	事業計画を策定し、中長期的な目標やビジョンを設定して経営をおこなっていますか	はい	いいえ
Q 2	後継者に対する教育・育成、人脈や技術などの引継ぎ等の具体的な計画や準備を進めていますか	はい	いいえ
Q 3	役員や従業員、取引先など社内外の関係者の理解や協力が得られるよう取り組んでいますか	はい	いいえ
Q 4	法務面や税務面、資金面などについて将来の継承を見据えた対策を進めていますか	はい	いいえ
Q 5	経営継承の実現に向けて、「経営継承計画」を作成していますか	はい	いいえ

「いいえ」という回答があった方

円滑な経営継承を進めていくには、設問に記載したことを計画的に進めることが必要です。

#### 2 私には後継候補者【親族・従業員・その他】がいる。

経営継承する時期は、\_\_\_\_年\_\_\_\_月頃と考えている。

Q 1	後継者の正式決定や育成、ご自身の退任時期の決定など、計画的な経営継承を進めるために必要な準備期間は十分にありますか	はい	いいえ
Q 2	後継者候補に継承の意向について打診をする時期や、あなたがまだ打診をしていない理由は明確ですか	はい	いいえ

「いいえ」という回答があった方

農業経営の存続に向けて、経営継承に関する具体的な課題の整理や方向性の検討を早急に行う必要があります。

#### 3 私には後継者がおらず、【第三者に譲渡・廃業】したい。

譲渡・廃業する時期は、\_\_\_\_年\_\_\_\_月頃と考えている。

Q 1	今後、事業や資産を第三者に引き継ぐ場合の相手候補先はありますか	はい	いいえ
Q 2	事業や資産を引き継ぐ進め方についてご存じですか	はい	いいえ

「いいえ」という回答があった方

今後どのようにしていくのか、最寄りの都道府県の就農サポート・経営サポート相談窓口の無料相談などを開始してみてください。

**あなたの悩み（課題）について**

経営継承について、あなたの悩み（課題）を書き出してみましょう。文字にすることで頭の整理ができると思います。

○人間関係（後継者、従業員、顧客等の関係者など）について

○仕事（事業内容、取引先、儲ける仕組みなど）について

○お金（借入金返済、税金、相続など）について

○その他（ご自身の健康、今後のことなど）

**あなたの現在と将来について**

私の名前は、\_\_\_\_\_で、現在\_\_\_\_歳、10年後には\_\_\_\_歳になります。  
\_\_\_\_\_する（である）\_\_\_\_年後に経営を譲って、趣味の活動も含めて第2の人生として\_\_\_\_\_をしたいと思っています。

そのために、\_\_\_\_\_に相談して、経営継承計画を\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日までに策定します。

**（参考）経営継承の準備から実行までのプロセス****【準備段階】**

- 1 経営継承の必要性の確認
- 2 経営状況・資産の把握（見える化）
- 3 後継者の選定・育成

**【計画段階】**

- 4 経営継承計画の策定

**【実行段階】**

- 5 経営継承計画の実行
- 6 繙承後の伴走と経営発展

支援機関・専門家からの連絡を希望する場合は、連絡方法を選択してください。

（電話・メール・どちらでも可）

電話番号\_\_\_\_\_ メールアドレス\_\_\_\_\_

## 経営継承診断票（ヒアリング用）

面談日\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日 ヒアリング実施者\_\_\_\_\_

氏名（代表者名）\_\_\_\_\_ 年齢\_\_\_\_歳 連絡先（電話・メール）\_\_\_\_\_

屋号・社名\_\_\_\_\_ 住所（所在地）\_\_\_\_\_

事業内容\_\_\_\_\_ 営農類型\_\_\_\_\_  農地所有適格法人  農事組合法人

規模（面積、飼養頭数）\_\_\_\_\_ 役員・従業員数\_\_\_\_人 日本標準産業分類\_\_\_\_\_

資本金\_\_\_\_\_千円 発行済株式総数\_\_\_\_\_株（うち自己所有株数\_\_\_\_\_株（\_\_\_\_%））

売上高（収入）\_\_\_\_\_千円 経常利益（所得）\_\_\_\_\_千円 純資産（元入金）\_\_\_\_\_千円

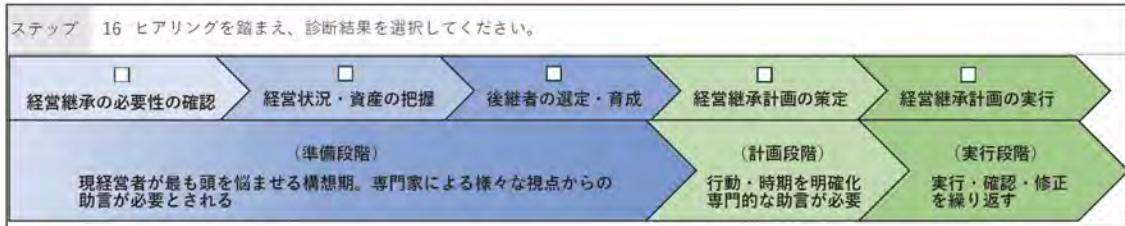
借入金\_\_\_\_\_千円（うち金融機関\_\_\_\_\_千円 代表者\_\_\_\_\_千円） 個人による債務保証額\_\_\_\_\_千円

株主数\_\_\_\_人（うち同族以外\_\_\_\_人（\_\_\_\_%） 持ち主不明株主\_\_\_\_人（\_\_\_\_%））

経営の特徴（強み、弱み）  
\_\_\_\_\_

項目	NO.	ヒアリング内容	記載・入力項目
経営継承に向けた取組	1	経営継承を具体的に考えていますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	2	1.が「いいえ」の場合、その理由は何ですか？	<input type="checkbox"/> まだ先のことなので <input type="checkbox"/> 後継者不在 <input type="checkbox"/> 廃業予定→NO.11へ <input type="checkbox"/> その他（_____）
	3	1.が「はい」の場合、経営継承の着手・完了時期はいつの予定ですか？	着手（予定）時期： <input type="checkbox"/> 没 <input type="checkbox"/> 3年以内 <input type="checkbox"/> 5年以内 <input type="checkbox"/> その他（_____） 完了（予定）時期： <input type="checkbox"/> 3年以内 <input type="checkbox"/> 5年以内 <input type="checkbox"/> 10年以内 <input type="checkbox"/> その他（_____）
	4	経営継承に向けたスケジュールを立てていますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ→策定期時は（_____）
後継者	5	後継者候補は定まっていますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ→その理由は（_____）
	6	5.が「はい」の場合、それは誰ですか？	<input type="checkbox"/> 親族 <input type="checkbox"/> 従業員 <input type="checkbox"/> 第三者 年齢____歳 現経営者との関係_____
	7	後継者候補に明確に継承の意向を伝えていますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ→その理由は（_____）
	8	後継者候補は引き継ぐ意志を示していますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ→その理由は（_____）
課題と相談先	9	経営継承に向けた障害（課題）は何ですか？（複数回答可）	<input type="checkbox"/> 継承する資産の明確化 <input type="checkbox"/> 税負担 <input type="checkbox"/> 生産技術の継承 <input type="checkbox"/> 後継者教育 <input type="checkbox"/> 資金関係 <input type="checkbox"/> 関係先・取引先 <input type="checkbox"/> その他→（_____）
	10	経営継承に向けた障害（課題）について、日ごろから付き合いのある相談できる人はいますか？	<input type="checkbox"/> はい→相談者名（_____） <input type="checkbox"/> いいえ→都道府県の就農サポート・経営サポート相談窓口他を紹介
事業や資産の譲渡	11	今後、事業や資産を第三者に譲渡する意向はありますか？	<input type="checkbox"/> はい→具体的な内容・条件等（_____） <input type="checkbox"/> いいえ
	12	11.で「はい」の場合、相手先は農地所有適格法人ですか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	13	11.で「はい」の場合、補助事業対象物件もその対象になっていますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	14	農業経営基盤強化準備金を積み立てていますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
磨き上げ	15	現在の事業の磨き上げの意向はありますか？	<input type="checkbox"/> はい→具体的な内容（_____） <input type="checkbox"/> いいえ

## 【様式例 2】



特記事項（メモ）

日本標準産業分類欄は、以下の表から該当する数字（4桁）を記入する。

0100 主として管理事務を行う本社等	0121 賩農業	0134 営産サービス業（獣医業を除く）
0109 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	0122 肉用牛生産業	0141 園芸サービス業
0111 米作農業	0123 養豚業	
0112 米作以外の穀作農業	0124 養鶏業	
0113 野菜作農業（きのこ類の栽培を含む）	0125 営産類似業	
0114 果樹作農業	0126 養蚕農業	
0115 花き作農業	0129 その他の畜産農業	
0116 工芸農作物農業	0131 穀作サービス業	
0117 ばれいしょ・かんしょ作農業	0132 野菜作・果樹作サービス業	
0119 その他の耕種農業		



移譲先が農地を所有する場合は、以下のことを確認する。

移譲先が農地所有適格法人の要件を満たさない場合、①農地の所有ができなくなる、②農業経営基盤強化準備金や肉用牛免税の適用を受けることができなくなるなどの問題が発生する。

要件の概要是以下のとおりであるが、詳しくは市町村の農業委員会や都道府県農業会議に確認すること。

（農地所有適格法人の要件概要）

- 法人形態 株式会社（公開会社でないもの）、合名会社、合資会社、合同会社、農事組合法人
- 事業内容 農業及びその事業に関連する事業の合計売上高が売上高全体の過半を占めていること
- 譲決権 農業関係者が総議決権の過半を占めること
- 役員 役員の過半の者が、その法人の農業に常時従事（原則年間150日以上）する構成員であること  
役員又は法人の農業について権限と責任を有する使用人のうち1人以上の者が、法人の農作業に原則年間60日以上従事すること

現経営が、農事組合法人の場合は、以下のことを確認する。

農事組合法人は、組合員（農民）が3名未満となり6ヶ月を経過すると法定解散となる。

また、農事組合法人から株式会社への組織変更は可（逆は不可）である。

現経営が、補助事業により財産を取得している場合は、以下のことを確認する。

補助事業の対象物件を譲渡又は貸付する場合、事前に補助事業の窓口になった地方公共団体や農政局等に財産処分（譲渡）の承認申請を行う必要がある。この場合、一定の要件（法人化で、経営に同一性・継続性が認められる場合など）に該当しないときは、国庫補助金の返還が求められることになる。

（参考）補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について（平成20年5月23日20経第385号農林水産省大臣官房  
経理課長、最終改正 令和3年9月13日3予第1107号）

現経営が、農業経営基盤強化準備金を積み立てている場合は、以下のことを確認する。

農業経営基盤強化準備金は、積み立てている農業者の資産となるため、原則として人格が異なる者へ引き継ぐことができない。

## 必要書類チェックリスト

継承する資産を把握するため、以下の書類を準備します。  
また、いつでも内容を確認できるように整理しておきましょう。

	書類の名称	書類の有無	保管場所	備考
個人 経営	青色（白色）申告書【3期分】	有□ 無□		
	青色申告書附属明細一式（株主名簿、減価償却一覧表、勘定科目内訳書など）【3期分】	有□ 無□		
	農業経営改善計画認定申請書【最新】	有□ 無□		
	農地の所有関係がわかるもの	有□ 無□		
	農地の賃借関係がわかるもの	有□ 無□		
	農業機械・リースの権利関係がわかるもの	有□ 無□		
	商標権などの無形資産がわかるもの	有□ 無□		
	販売関係の契約書（売買基本契約書など）	有□ 無□		
	固定資産課税明細書	有□ 無□		
	保険証書	有□ 無□		
法人 経営		有□ 無□		
		有□ 無□		
	定款【会社設立時】	有□ 無□		
	定款【最新】	有□ 無□		
	青色申告書【3期分】	有□ 無□		
	青色申告書附属明細一式（株主名簿、減価償却一覧表、勘定科目内訳書など）【3期分】	有□ 無□		
	農業経営改善計画認定申請書【最新】	有□ 無□		
	農地の所有関係がわかるもの	有□ 無□		
	農地の賃借関係がわかるもの	有□ 無□		
	商標権などの無形資産がわかるもの	有□ 無□		

資産及び負債の状況（評価の概算額）				
【様式例 3】必要書類チェックリストを確認しながら資産の概算額を記入しましょう。各資産の評価方法は次ページを参照してください。				該当の有無
個人経営	流動資産	現預金	百万円	有□ 無□
		売買目的の株式	百万円	有□ 無□
		売掛金・未収金	百万円	有□ 無□
		農産物・原材料	百万円	有□ 無□
			百万円	有□ 無□
	有形固定資産	農地・土地	百万円	有□ 無□
		建物・構築物	百万円	有□ 無□
		農業用機械・農機具等	百万円	有□ 無□
		果樹・牛馬等	百万円	有□ 無□
			百万円	有□ 無□
	無形固定資産	ソフトウェア	百万円	有□ 無□
		営業権	百万円	有□ 無□
		借地権	百万円	有□ 無□
			百万円	有□ 無□
	負債	買掛金・未払金	百万円	有□ 無□
		借入金	百万円	有□ 無□
		個人保証債務	百万円	有□ 無□
			百万円	有□ 無□
法人経営	自社株式		株、	百万円 有□ 無□
	法人による保証債務の額			百万円 有□ 無□
	経営者、役員による保証債務の額			百万円 有□ 無□
				百万円 有□ 無□

資産及び負債の状況（評価方法）		
資産の種類		評価方法
流動資産	売買目的の株式	金融商品取引所が公表する最終価格
	農産物	販売価額 - 適正利潤 - 予定経費 - 消費税額
	原材料	仕入価額 - 引取等運賃 + その他経費
有形固定資産	農地	純農地・中間農地 相続税評価額（倍率方式）
		市街地・市街地周辺 相続税評価額（宅地比準方式又は倍率方式）
	農地以外の土地	相続税評価額（路線価方式又は倍率方式）
	建物・構築物	残存簿価
	農業用機械・農機具等	残存簿価又は同種の機械の中古価格
	果樹	幼齢樹 苗木・肥料・薬剤費等合計額の70%
		成熟樹 (苗木・肥料・薬剤費等合計額 - 減価償却費) の70%
	牛馬等	売買実例価格、精通者意見価格等を参酌
無形固定資産	ソフトウェア	残存簿価
	営業権	超過利益金額（平均利益金額×0.5 - 標準企業者報酬額 - 総資産価額 × 0.05）×営業権の持続年数（原則として 10年）に応ずる基準年利率
	借地権	相続税評価額（路線価方式又は倍率方式）× 借地権割合
自社株式		原則として純資産価額方式

## 税額簡易計算シート（贈与税）

### 【はじめに】

- ・税額を簡単にイメージするためのシートであり、実際の贈与税額とは異なります。
- ・シートを利用した結果から生じた損害等には一切の責任を負いかねます。
- ・実際の税額計算においては、必ず税理士等の専門家にご相談ください。
- ・相続時精算課税制度などの特例には対応していません。

### 1 親から20歳以上の子への贈与（直系尊属から直系卑属）の場合 【特例贈与】

項目	金額(万円)								
a 贈与額		← ① 受贈者ごとの1月1日～12月31日の合計額を記入 (定額)							
b 基礎控除	110								
c 課税価格		← ② a-bを記入							
d 税率		← ③ 課税価格を基に、下表税率(黄色)から転記							
e 控除額		← ④ 課税価格を基に、下表控除額(青色)から転記							
贈与税額(万円)		← ⑤ c×d-eを記入							
基礎控除後の課税価格	200万円以下	400万円以下	600万円以下	1,000万円以下	1,500万円以下	3,000万円以下	4,500万円以下	4,500万円超	
税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%	
控除額	—	10万円	30万円	90万円	190万円	265万円	415万円	640万円	

(令和4年3月時点)

### 2 上記1以外の場合 【一般税率】

項目	金額(万円)								
a 贈与額		← ① 受贈者ごとの1月1日～12月31日の合計額を記入 (定額)							
b 基礎控除	110								
c 課税価格		← ② a-bを記入							
d 税率		← ③ 課税価格を基に、下表税率(黄色)から転記							
e 控除額		← ④ 課税価格を基に、下表控除額(青色)から転記							
贈与税額(万円)		← ⑤ c×d-eを記入							
基礎控除後の課税価格	200万円以下	300万円以下	400万円以下	600万円以下	1,000万円以下	1,500万円以下	3,000万円以下	3,000万円超	
税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%	
控除額	—	10万円	25万円	65万円	125万円	175万円	250万円	400万円	

(令和4年3月時点)

## 相続税簡易計算シート（相続税）

### 【はじめに】

- ・税額を簡便にイメージするためのシートであり、実際の相続税額とは異なります。
- ・シートを利用した結果から生じた損害等には一切の責任を負いかねます。
- ・実際の税額計算においては、必ず税理士等の専門家にご相談ください。
- ・相続時精算課税制度などの特例には対応していません。
- ・直系尊属又は兄弟姉妹への相続には対応していません。
- ・子供 5 名以上には対応していません。

### 1 配偶者の有無、子供の人数、法定相続人の数を記入してください

(1) 配偶者


(法定相続人の数)

(2) 子供

配偶者と子供の数を合計 = 

--

 人 (a)

### 2 下表①～⑪を記入してください

項目	金額(万円)	項目	金額(万円)
①現預金		⑤農機具等	
②有価証券		⑥果樹・牛馬等	
③土地		⑦貸付金・売掛金	
④建物・構築物		⑧借地権・商標権	
⑨相続開始前 3 年以内の贈与財産			
⑩死亡保険金（万円）		⑪死亡退職金（万円）	

### 3 上の①～⑨全て合計して、右に記入してください

--

 万円 (b)

### 4 ⑩ - (500万円 × (a)) の計算結果を右に記入してください

--

 万円 (c)

### 5 ⑪ - (500万円 × (a)) の計算結果を右に記入してください

--

 万円 (d)

### 6 (b) (c) (d) を合計して右に記入してください

--

 万円 ア

### 7 下表の⑫～⑭を記入して、合計額を右に記入してください

--

 万円 イ

項目	金額（万円）
⑫借入金・買掛金	
⑬未納税金	
⑭葬式費用	

### 8 ア、イ を合計して右に記入してください。これが相続財産総額です

--

 万円

### 9 配偶者の有無と子供の数、相続財産総額を次ページの速算表にあてはめて概算額を算出してください

相続税の総額（概算）は、

--

 万円

## 相続税総額（速算表）

## 【配偶者ありの場合】

(単位：万円)

相続財産総額	子1人	子2人	子3人	子4人
5,000	40	10	0	0
6,000	90	60	30	0
7,000	160	113	80	50
8,000	235	175	138	100
9,000	310	240	200	163
10,000	385	315	262	225
12,500	630	524	446	388
15,000	920	747	665	587
17,500	1,295	1,038	936	844
20,000	1,670	1,350	1,217	1,125
25,000	2,460	1,985	1,800	1,687
30,000	3,460	2,860	2,540	2,350
50,000	7,605	6,555	5,962	5,500

(令和4年3月時点)

## 【配偶者なしの場合】

(単位：万円)

相続財産総額	子1人	子2人	子3人	子4人
4,000	40	0	0	0
5,000	160	80	20	0
6,000	310	180	120	60
7,000	480	320	220	160
8,000	680	470	330	260
9,000	920	620	480	360
10,000	1,220	770	630	490
12,500	1,970	1,260	1,004	865
15,000	2,860	1,840	1,440	1,240
17,500	3,860	2,590	1,939	1,620
20,000	4,860	3,340	2,460	2,120
25,000	6,930	4,920	3,960	3,120
30,000	9,180	6,920	5,460	4,580
50,000	19,000	15,210	12,980	11,040

(令和4年3月時点)

※各相続人が法定相続分に応じて相続財産を取得した場合の相続税総額

※基礎控除及び配偶者の税額軽減のみ考慮

後継者の選定・育成シート			作成日 年 月 日
後継者候補を選定し、早い段階で後継者候補の意志を確認してください。			
選定	後継者候補の名前は、	です。年齢は	歳で、
	経営継承時には、	歳になります。	
	現在は、	をしています。	
	後継者候補と、継承について合意	しています	していません
	私の家族は、後継者候補について同意	しています	していません
	後継者候補の家族は、継承について同意	しています	していません
後継者候補が継承することに合意した場合は、後継者の現状を把握してください。			
現状	後継者の夢は、	です。	
	後継者の得意なことは、	です。	
	後継者の苦手なことは、	です。	
	後継者がやりたいことは、	です。	
	生産技術を身に付けていますか	はい	いいえ
	資金繰り等経営管理に明るいですか	はい	いいえ
	周囲との人間関係ができていますか	はい	いいえ
経営者として営農する意欲がありますか	はい	いいえ	
さらに農業経営が発展する未来を想像して、あなたと後継者が一緒に育成計画を書いてみましょう。			
育成計画	後継者の夢を実現するため、得意なことを活かし、苦手なことを克服できるように、右の教育・研修を行っていきます。		

## 経営継承に関する話し合い記録

●●年●●月●●日の話し合いにおいて、以下のことについて合意した。

### 合意事項

- ・ ○○○○○○○○○○○○○○○○
- ・ ○○○○○○○○○○○○○○○○
- ・ ○○○○○○○○○○○○○○○○
- ・ ○○○○○○○○○○○○○○○○

●●年●●月●●日

氏 名 □□□□ (自署)

氏 名 △△△△ (自署)

氏 名 ■■■■ (自署)

立会人 ▲▲▲▲ (自署)

### (合意事項の例示)

- ・ 農業は、現経営者Aから後継者Bに継承する。
- ・ 不動産事業は、現経営者Aから後継者以外の子息Cに継承する。
- ・ 事業用資産のうち、農業に関する現経営者A所有のものは後継者Bに集中させ、不動産事業に関する現経営者A所有のものは後継者以外の子息Cに集中させる。
- ・ 現経営者A、後継者Bのほか家族全員が今後も家業の継続・発展に協力する。家族それぞれの役割分担は、●●月までに明確化して家族経営協定書に記載する。
- ・ 経営継承時期を●●年●●月と仮置きする。現経営者Aと後継者Bが相談しながら経営継承計画書を●●月までに作成する。
- ・ 現経営者A所有の株式を全て後継者Bに譲渡する。譲渡金額は●●円を目途とし、現経営者Aが税理士に評価を依頼し、株式譲渡契約書作成前に後継者Bと話し合って決定する。
- ・ 添付の経営継承計画書に記載した内容に基づき経営継承を進める。空欄となっている現経営者Aの退職金額については、引き続き話し合いを継続する。

# 経営継承計画書

現経営者の氏名	後継者の氏名	□親族間(扶養) □第三者
I-1. 経営理念(ビジョン)		
I-2. 現経営者の思い		
II-1. 経営概要		
II-2. 治革及び受賞歴等		
屋号・社名: 事業内容: 営農類型: 家族構成: 役員数: 従業員数: 資本金: 売上高(収入):		
II-3. 法定相続人の範囲(家系図)		
II-4. 遺留分等の明細		
VII. 現経営者の第2の人生プランに向けた準備		
項目	内容	
退職金・生活費の確保		
仕事のやりがい確保		
趣味・生きがいの計画		
VIII-1. 今後の経営(発展の方向性)		
VIII-2. 今後の経営(後継者の思い)		
III-1. 経営の特色(強み、儲ける秘訣など)		
III-2. 経営課題など		

IV. 経営継承日(引退日)	
継承日 (引退日)	年月日
資産の譲渡(名義変更)期間	始期 年月日 ~ 終期 年月日
V. 資産の概算額	
事業に必要な資産 (事業資産及び個人資産)	万円 (株式評価額 万円、その他( ) 万円)
個人資産 (上記以外の私的な資産)	万円 (土地 万円、施設 万円、機械 万円 株式評価額 万円、その他( ) 万円)
VI. 経営継承における課題の整理	
主な課題	主な課題の解決策
経営	
現経営者	
後継者	

VII. 現経営者の第2の人生プランに向けた準備		
項目	内容	
退職金・生活費の確保		
仕事のやりがい確保		
趣味・生きがいの計画		
VIII-1. 今後の経営(発展の方向性)		
VIII-2. 今後の経営(後継者の思い)		
III-1. 経営の特色(強み、儲ける秘訣など)		
III-2. 経営課題など		

継承する日 後継者の教育方針 計画概要	年　月　日	後継者の対外発表日	年　月　日	経理関係を引き継ぐ日	年　月　日	役員退職金規定(法人) 退職金の目安(法人)	あり・なし 千円
---------------------------	-------	-----------	-------	------------	-------	---------------------------	-------------

## X. スケジュール

項目	現在	1年後	2年後	3年後	4年後	5年後
元上高(収入) (万円)						
経常利益(所得) (万円)						
事業計画						
契約関係・その他						
年齢						
役職						
現 経 営 者	取引先への周知 親族等への説明 後継者への教育 コミュニケーション 経営に必要な資産の継承 個人資産の継承・その他 第2の人生プラン					
現経営者 (%)						
株式	その他 (%)					
後 継 者	後継者 (%)					
研修	年齢					
社内	役職					
社外	資金計画・その他					
	特記事項					

# 経営継承計画書（記載例1）

現経営者の氏名	農業 太郎	後継者の氏名	農業 繁雄	□親族間（長男） □第三者
地域の方とお客様とのつながりを大切に				
地域のみなさんのおかげで経営を継続できている				
I-1. 経営理念（ビジョン）				
I-2. 現経営者の思い				
II-1. 経営概要				
<p>屋号・社名：太郎ファーム 事業内容：農産物の生産・販売 営農類型：露地野菜（大根4ha） 家族構成：経営者、妻、子（男2） 役員数：一 従業員数：4名 資本金：一 売上高(収入)：2,500万円</p>				
II-2. 沿革及び受賞歴等				
<ul style="list-style-type: none"> <li>1950年 創業（先代）、稲作中心</li> <li>1980年 現経営者が就農</li> <li>1995年 現経営者が継承、露地野菜（大根）に転換</li> <li>2001年 認定農業者になる</li> <li>2018年 後継者がリターン就農</li> </ul>				
II-3. 法定相続人の範囲（家系図）				
<pre> graph TD     A[農業太郎] --- B[農業佳子]     A --- C[配偶者]     B --- D[農業繁雄]     B --- E[農業悠斗]     C --- F[現経営者]     C --- G[配偶者]     C --- H[子供]   </pre>				

IV. 経営継承日（引退日）			
継承日 (引退日)	2027年8月1日		
(その日の意味 現経営者の65歳到達日)			
資産の譲渡（名義変更）期間 始期 2027年1月1日 ~ 終期 2027年12月31日			
V. 資産の概算額			
事業に必要な資産 (事業資産及び個人資産)	1,500万円（土地600万円、施設200万円、機械700万円）		
個人資産 (上記以外の私的な資産)	3,000万円（土地1,000万円、その他（家屋800万円、現預金1,200万円））		
VI. 経営継承における課題の整理			
経営	販売先との良好な関係性を維持	主な課題	主な課題の解決策
現経営者	二男（会社勤務）の意志を明確に確認 できていない	後継者を早くから営業に同行させる	早急に家族会議を行う
後継者	販売先との関係を早期に構築する	移譲前から営業担当に就任させる	
VII. 現経営者の第2の人生プランに向けた準備			
項目	内容		
配偶者/居住権に留意			
退職金・生活費の確保	専従者給与は少額でも、農業者年金もあり生活には困らない		
仕事のやりがい確保	移譲後は経営に口をださず、継承の成長を見守る		
趣味・生きがいの計画	生涯現役で生産に従事して、太郎ファームの発展に貢献するのが生きがい		
VIII-1. 今後の経営（発展の方向性）		VIII-2. 今後の経営（後継者の思い）	
III-1. 経営の特色（強み、儲ける秘訣など）		III-2. 経営の特色 弱み、経営課題など	
地元を大切にし、固定客からの信頼がある		家族労働を前提とする経営体制 いずれは幹部となる経営人材を採用・育成し、規模拡大の道を拓く	

【様式例9】

## IX. 計画概要

継承する日 後継者の教育方針 計画概要	2027年8月1日（5年後） 栽培技術はある程度習得済。優良版先を維持できる早期に営業を開始させる。	後継者の对外発表日 2025年8月1日	経理関係を引き継ぐ日 2025年8月1日	役員退職金規定(法人) 退職金の目安(法人) 千円
・農業太郎から継雄（長男）への譲り受け。 ・5年後に經營移譲予定。太郎は開業届を提出、継雄は開業届を提出。太郎はその後しばらくは作業者（専従者給与を受け取る）。 ・農業経営に必要な資産は継雄に集中させる。そのための協議を専門家ならびに家族と進める。 ・継雄は外部の簿記研修を受講。経理担当の佳子（後継者の母）の支援を受けながら経理面を早くから担当し、経営全体が見えるようになります。 ・継雄は大根栽培経験あり、現経営者が担当している栽培以外のことを順次継続引き継ぐ。				

## X. スケジュール

項目	現在	1年後	2年後	3年後	4年後	5年後
売上高(収入)（万円）	2,500	2,700	3,000	3,400	3,700	4,000
経常利益(所得)（万円）	500	550	700	800	900	1,000
事業計画						
契約関係・その他						
年齢	60	61	62	63	64	65
役職	経営者	→	→	→	→	専従者
取引先への周知 親族等への説明		●家族会議			●取引先、金融機関、農業委員会等に公表	
後継者への教育、 コミュニケーション		●営業に同行させる	●税理士窓口を任せせる	●営業を任せる ●経理を任せせる ●経営者会を任せせる	●経理を任せせる ●経営者会を任せせる	●資産を贈与 (相続時精算課税を選択)
現経営者 経営に必要な資産の継承 個人資産の継承その他		●財産承継計画策定		●公正証書遺言作成		
第2の人生プラン						●数年間は専従者給与にて生活
現経営者 (%) その他 (%) 後継者 (%)						
年齢	32	33	34	35	36	37
役職	専従者	→	→	→	→	経営者
研修	社内	●営業に同行	●営業担当	●経理担当 (母が補佐)		
	社外	●簿記研修受講	●税理士対応窓口	●経営者会担当 (行政、金融機関等に接觸)		
資金計画・その他						
特記事項						

（財産承継計画）太郎の個人資産のうち農業経営に必要な資産を継雄に集中させるため、税理士と協議し遺留分に配慮して計画を策定する。策定後、公正証書遺言を作成する。相続時精算課税を選択して継承時に生前贈与する。

## 経営継承計画書（記載例 2）

現経営者の氏名	農産一朗	後継者の氏名	新規了子	□親族間（姉柄） ■第三者
---------	------	--------	------	------------------

## I-1. 経営理念（ビジョン）

1-2. 現経営者の思い  
安全・安心な農産物の安定供給  
自然に感謝し、作物の力を引き出す

## II-1. 経営概要

屋号・社名：ヤマイチ農産  
事業内容：農産物の生産・販売・小売  
営農類型：施設野菜（トマト・ハウス6,000m<sup>2</sup>）  
家族構成：経営者、妻、子（女1）  
役員員数：1  
従業員員数：3名  
資本金：—  
売上高（収入）：3,000万円

## II-2. 沿革及び受賞歴等

・1980年 現経営者が創業  
・1995年 認定農業者認定  
・2015年 GAP取得  
・2019年 研修生（新規就農希望者）の受け入れ開始

## II-3. 法定相続人の範囲（家系図）



## II-4. 遺留分等の明細

相対的遺留分：1/2  
個別の遺留分  
農産美子：1/4  
農産美樹：1/4

IV. 経営継承日（引退日）	
継承日（引退日）	2025年10月30日
（その日の意味 後継者が青年等就農資金の借入の目途がた つ時期）	始期 2025年10月30日～終期 2025年12月31日

V. 資産の譲渡（名義変更）期間	
事業に必要な資産 (事業資産及び個人資産)	2,500万円（土地200万円、施設1,500万円、機械800万円）
個人資産 (上記以外の私的な資産)	5,300万円（土地1,000万円、その他（家屋800万円、現預金2,700万円、株式投資800万円））

VI. 経営継承における課題の整理		主な課題	主な課題の解決策
経営者	独自の生産技術を伝承すること	現経営者が栽培ノウハウをマンツーマン指導	
現経営者	第三者に経営移譲することについて 家族の理解を得ること	早々に農業経営に必要な資産と個人資産を切り分けて資産価値を算出し、家族会議を開催する	
後継者	農業経営に必要な資産の 購入資金のコスト	公的資金を利用し、できるだけコストを低減	

VII. 現経営者の第2の人生プランに向けた準備		項目	内容
退職金・生活費の確保	現経営者	年金受給開始となる70歳からは金銭面の心配もなく、妻と悠々自適の生活を送れる。	
仕事のやりがい確保	現経営者	ときどき若い後継者のお手伝いをしようと思っている	
趣味・生きがいの計画	現経営者	長女は結婚して都会暮らし。孫の成長を楽しみにしている	
III-1. 経営の特色（強み、儲ける秘訣など）	III-2. 経営の特色（弱み、経営課題など）	IV-1. 今後の経営（発展の方向性）	VII-1. 今後の経営（後継者の思い）
GAP取得、独自の生産技術	生産技術を体系化（マニュアル化）できていない	継承後数年以内に法人化する	VII-2. 今後の経営（後継者の思い）
		いつまでも現経営者に迷惑をかけないように、 早く生産技術を身に付けたい	

## Ⅷ. 計画概要

継承する日	2025年10月30日（3年後）	後継者の対外発表日	2025年1月30日	経理関係を引き継ぐ日	2025年1月30日	役員退職金規定(法人)	あり・なし
後継者の教育方針	新規就農希望者（研修生）であり、栽培技術をマンツーマンで指導する。					退職金の目安(法人)	千円
計画概要							
・農産一朗から新規了子（非従業員）への継承。 ・継承時期や譲渡金額を定めた合意書を締結し、おって具体的な条件を定めた譲渡（売買）契約を締結する。 ・新規了子は研修生として農産一朗の農場で働きながら、栽培ノウハウを身に付ける。							
・譲渡する農業経営に必要な資産と個人資産を明確化し、個人資産を希望する農業経営について農産一朗の家族の同意を得る。							

## Ⅸ. スケジュール

項目	現在	1年後	2年後	3年後	4年後	5年後
売上高(収入)（万円）	3,000	3,100	3,200	3,300	3,400	3,500
経常利益(所得)（万円）	800	850	900	950	1,000	1,050
事業計画					●法人化を検討	
契約関係・その他						
年齢	65	66	67	68	69	70
役職	経営者	→	→	従業員	→	→
取引先への周知						
親族等への説明						
後継者への教育・コミュニケーション						
経営に必要な資産の継承						
個人資産の継承・その他						
第2の人生プラン						
現経営者						
株式	現経営者 (%)	その他 (%)	後継者 (%)			
後継者	年齢 40	41	42	43	44	45
研修	役職 社内	研修生 ●経営内容把握	→	経営者 ●栽培ノウハウ習得	→	●栽培技術確立
資金計画・その他						
特記事項	(継承後の農産一朗の人生プランについて) 年金継下げ受給開始（70歳）時点を目指す。ただし、その後も栽培ノウハウ伝承に協力する予定。					

# 経営継承計画書（記載例3）

現経営者の氏名 稲作 好子	後継者の氏名 稲作 次枝	親族間（ <input checked="" type="checkbox"/> 長女） <input type="checkbox"/> 第三者						
作成日 2022年 6月 1日	更新日 2022年 8月 20日							
I-1. 経営理念（ビジョン）								
日本農業がもたらす価値を最大化する								
I-2. 現経営者の思い								
地域の担い手として農地を集約する								
II-1. 経営概要								
II-2. 沿革及び受賞歴等								
<ul style="list-style-type: none"> <li>1955年 先代が創業</li> <li>1995年 現経営者が就農と同時に継承</li> <li>2000年 法人化</li> <li>2000年～2010年 徐々に規模拡大</li> <li>2017年 県知事賞受賞</li> </ul>								
II-3. 法定相続への範囲（家系図）								
<pre> graph TD    治父[稻作治夫] --- 好母[稲作好子]     好母 --- 次枝[稲作次枝]     次枝 --- 孫1[孫1]     次枝 --- 孫2[孫2]     次枝 --- 孫3[孫3]     次枝 --- 孫4[孫4]   </pre>								
II-4. 遺留分等の明細								
<table border="1"> <tr> <td>相対的遺留分：1/2</td> <td>個別的遺留分</td> </tr> <tr> <td>稲作治夫：1/4</td> <td>稲作昭雄：1/8</td> </tr> <tr> <td>稲作次枝：1/8</td> <td></td> </tr> </table>			相対的遺留分：1/2	個別的遺留分	稲作治夫：1/4	稲作昭雄：1/8	稲作次枝：1/8	
相対的遺留分：1/2	個別的遺留分							
稲作治夫：1/4	稲作昭雄：1/8							
稲作次枝：1/8								
III-1. 経営の特色（強み、儲ける秘訣など）								
III-2. 経営の特色（弱み、経営課題など）								
利益率が低い								
IV. 経営継承日（引退日）								
継承日 (引退日)	2026年 6月 1日	（その日の意味　規模拡大の成果が現れる時期）						
V. 資産の譲渡（名義変更）期間								
資産の譲渡（名義変更）期間	始期 2026年 6月 1日	終期 2026年 6月 30日						
VI. 経営継承における課題の整理								
経営 主な課題	利益率の改善 リタイア後の生活資金	主な課題の解決策 規模拡大実現後、6次産業化を検討 年金、地代（会社に賃貸する個人所有の農地）、 退職金						
VII. 現経営者の第2の人生プランに向けた準備								
項目	内容							
退職金・生活費の確保	役員報酬を長年抑制しており、老後資金が心許ない。見込まれる地代収入で不足するので、適正な額の退職金を算出して支給する							
仕事のやりがい確保	継承後も会長として2年間はサポートする							
趣味・生きがいの計画	同世代の地域の仲間とともに旅行に行きたい							
VIII-1. 今後の経営（発展の方向性）								
<ul style="list-style-type: none"> <li>優良農地を集約して規模拡大する</li> <li>規模拡大後、6次産業化を検討</li> </ul>								
VIII-2. 今後の経営（後継者の思い）								
規模拡大により地域ナンバーワンの地位を確立したい								

【様式例9】

## IX. 計画概要

後継者の教育方針	2026年6月1日（4年後）	後継者の对外発表日	2024年6月1日	経理関係を引き継ぐ日	2024年6月1日	役員退職金規定(法人)	あり・なし
計画概要	継承前に責任ある立場に就かせ、事業計画立案及び実行の中心として、会社運営の経験を積ませる。				退職金の目安(法人)	50,000円	

- ・稟作好子から稟作次枝（長女）への継承。4年目に代表権を移譲。その後、好子は会長として2年間次枝社長をサポート。
- ・次枝に責任感を持たせるため取締役就任時（1年目）に株式を一部贈与。継承時（4年目）に事業承継税制を活用して全株式を贈与。
- ・次枝が取締役の役割で中長期の事業計画を立案、実行。代表権移譲前に会社運営を経験させる。

## X. スケジュール

項目	現在	1年後	2年後	3年後	4年後	5年後
売上高(収入) (万円)	6,000	6,000	6,000	8,000	9,000	10,000
経常利益(所得) (万円)	500	500	500	700	800	1,000
事業計画	●事業計画（規模拡大） ●資金調達計画作成	●規模拡大を実行				
営業	●定款の変更					
年齢	64	65	66	67	68	69
役職	代表取締役社長	→	→	会長	会長	引退
取引先への周知 親族等への説明	●家族会議	●販売先、金融機関、農業 委員会等に公表				
後継者への教育、 コミュニケーション	●事業計画承認	●事業計画実行支援				
現経営者 経営に必要な資産の継承 個人資産の継承・その他	●株式を贈与 (恒年課税制度) ●所有農地の会社に対する 賃借を継続	●株式を贈与 (恒年課税制度)	●株式を贈与 (事業承継税制)			
第2の人生プラン				●地代及び退職金で 生活		
現経営者 (%)	100	90	80	80	0	0
その他 (%)						
株式	後継者 (%)	0	10	20	20	100
後継者 年齢	35	36	37	38	39	40
研修 役職	従業員	取締役	専務取締役	→	代表取締役社長	→
社内	●事業計画立案	●事業計画実行				
社外	●地元銀行に対する 借入相談	●新規販売先開拓				
資金計画・その他	●特例承継計画提出	●事業承継税制届出（毎年）	●事業承継税制届出（毎年）			
特記事項	・好子に対する退職金額を別途検討し、退職時に支出す。					

## 経営承継計画書（記載例4）

現経営者の氏名	肉牛 大	後継者の氏名	就農 肇	□親族間（縁柄） ○第三者
---------	------	--------	------	------------------

### Ⅰ-1. 経営理念（ビジョン）

#### 1-2. 現経営者の思い

社員は家族、牛は宝物

ブランドを築き上げた社員と地域と共に発展していきたい

### Ⅱ-1. 経営概要

屋号・社名：株式会社肉牛  
事業内容：農産物の生産  
営農類型：肉用牛（肥育牛150頭）  
家族構成：経営者、妻  
役員員数：1名  
従業員数：4名  
資本金：1,000万円  
売上高（収入）：8,000万円

### Ⅱ-2. 沿革及び受賞歴等

- 1965年 先代が創業
- 1983年 現経営者が就農
- 1995年 現経営者が継承
- 2000年 共励会優良賞受賞
- 2012年 法人化
- 2013年 畜舎増設

### Ⅳ. 経営継承日（引退日）

継承日 (引退日)	2025年 12月 1日	(その日の意味 後継者の育成、資金調達交渉に要する時間を考慮)
資産の譲渡（名義変更）期間	始期 2025年 12月 1日 ~ 終期 2025年 12月 31日	

### Ⅴ. 資産の概算額

事業に必要な資産 (事業資産及び個人資産)	3,500万円（株式評価額3,400万円、 その他（個人所有的機械）100万円）	主な課題
個人資産 (上記以外の私的な資産)	7,000万円（土地2,500万円、 その他（家屋1,700万円、現預金2,800万円））	

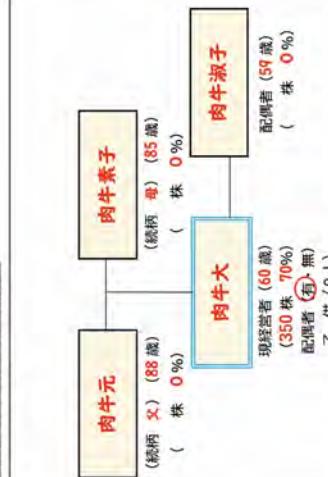
### Ⅵ. 経営継承における課題の整理

経営	株主（飼料会社）との関係維持	主な課題の解決策
現経営者	後継者の育成	早期に説明会を実施して理解を得る
後継者	株式購入資金の調達	後継者に各部門長を経験させ経営者マインドを身に付けさせる

### Ⅶ. 現経営者の第2の人生プランに向けた準備

項目	内容
相対的遺留分：1/2	個別的遺留分
肉牛淑子：1/3	肉牛元：1/12
肉牛元：1/12	肉牛素子：1/12

### Ⅱ-4. 遺留分等の明細



### Ⅱ-3. 法定相続人の範囲（家系図）

相対的遺留分：1/2	個別的遺留分
肉牛淑子：1/3	肉牛元：1/12
肉牛元：1/12	肉牛素子：1/12

### Ⅲ-1. 経営の特色（強み、隠ける秘訣など）

地域資源としてブランド確立しており、有利版元が可能

### Ⅲ-2. 経営の特色（弱み、経営課題など）

親族に後継者がない

【様式例9】

### Ⅷ-1. 今後の経営（発展の方向性）

ブランドの維持向上を図りつつ、意識的に従業員を経営幹部として登用し、次の経営者候補を早期に育成する

### Ⅷ-2. 後継者の思い（後継者の思い）

このすばらしい経営を次世代につなぎたい

IX. 計画概要		継承する日 2025年12月1日（3年後）	後継者の対外発表日 2023年12月1日	経理関係を引き継ぐ日 2024年12月1日	役員退職金規定(法人) 退職金の目安(法人)	あり・なし
後継者の教育方針	生産、仕入、経営管理の責任者として育成、また、経営会議に参画することで社内各部門を掌握させる。					
計 画 概 要	・肉牛大から就農肇への継承。3年目に代表権を移譲。その後、肉牛大は相談役として2年間就農肇社長をサポートし、5年目に引退。 ・株式譲渡契約を締結し、3年目に先買を実行。 ・社内各部門長を経験させ、また、コンサルタント（飼料会社）が定期開催する経営会議に参画させる。					50,000千円

X. スケジュール		項目	現在	1年後	2年後	3年後	4年後	5年後
経 営 者	売上高(収入) (万円)	8,000	8,000	8,250	8,500	8,500	8,500	8,500
事業計画	経常利益(所得) (万円)	1,000	1,000	1,000	1,050	1,050	1,100	1,100
契約関係・その他	●定款の変更 ●株価の算定							
	年齢	60	61	62	63	64	65	65
役職	代表取締役社長	→		→	相談役	→	引退	
現 経 営 者	取引先への周知 親族等への説明 後継者への教育・ コミュニケーション 経営に必要な資産の継承 個人資産の継承・その他 第2の人生プラン	●株主及び従業員に説明 ●各部門長を経験させる ●経営会議に参画させる	●農地の貸主に説明 ●各部門長を経験させる ●経営会議に参画させる	●後継者に株式を売却 ●所有農地を中心管理機構 を通じて会社に貸借	●非常勤として新社長を支 援 ●経営から完全に離れ、ボ ランティア活動に注力			
株 式	現経営者 (%) その他 (%) 後継者 (%)	70	70	70	0	0	0	0
後 継 者	年齢 研修 社内 社外	30	従業員 部門長 ●生産部門担当 ●経営会議に参加	部門長 ●生産部門担当 ●経営会議に参加	代表取締役社長 ●農業経営塾に参加 ●株式購入資金の 調達計画検討、交渉	→ → → →		
特記事項	就農肇の株式購入資金調達計画をできるだけ早期に固める。							

## 家族経営協定書

### (目的)

第1条 夢を持ち、やりがいのある農業を実現させるため、家族各自の能力を発揮し、円滑な家族関係のもと、我が家の農業と家庭生活の健全化を図ることを目的とし、本協定書を結ぶ。

### (経営方針)

第2条 我が家の農業における経営方針は次のとおりとする。

- 一 現状維持は衰退につながる。緩やかな規模拡大。
- 二 常にプロ意識を持って農業生産にかかわる。
- 三 経営状況を記帳・把握・分析して、自由な発言の場を持つ。

### (経営の役割分担)

第3条 役割分担は次のとおりとする。

- 一 生産活動の運営に関する事
  - ・米、野菜 主担当□□□□、副担当■■■■
  - ・ぶどう 主担当△△△△、副担当▲▲▲▲
- 二 農業簿記及び青色申告に関する事  
主担当□□□□、副担当■■■■
- 三 作業日誌の記帳  
主担当▲▲▲▲、副担当△△△△

### (労働報酬)

第4条 報酬については、家族の話し合いにより次のとおりと定める。

- 一 労働報酬の種類：月給制
  - 二 支払期日：毎月末
  - 三 支払方法：口座振込
  - 四 特別手当：年1回(1月)
  - 五 金額
    - △△△△：月額××円、特別手当××円
    - ：月額××円、特別手当××円
    - ：月額××円、特別手当××円
- ※ただし、経営環境の変化等やむを得ない事情により、この額が著しく不適当になったときは家族協議の上変更することができる。

**(労働条件)**

- 第5条 1日の労働時間は、原則として8：00～17：00（休憩12：00～13：00、休息は午前・午後それぞれ15分）とし、農作業の繁閑により延長又は短縮することができる。
- 2 休日は週1回（日曜日）とするが、必要に応じて変更可とする。

**(営農計画と簿記の記帳)**

- 第6条 毎年度の経営目標の設定、経営成果の評価のため、農業簿記、家計簿等を記帳するものとする。

**(家族会議の開催)**

- 第7条 家族会議は、毎年12月に開催し、当該年度の農業経営及び家庭生活について確認し、今後の方針等を話し合う。この際、1年間の経営成果及び家計報告を行うものとする。

**(我が家の営農・生活目標、健康維持)**

- 第8条 家族はお互いのプライバシー（お金、時間の使い方）を尊重しつつ、家族生活の円滑化を図るものとする。
- 2 1年に1回は家族全員が定期健康診断を受けるなど健康管理に気を配る。

**(家事分担)**

- 第9条 家計費は□□□□が負担し、家事及び育児は▲▲▲▲が主に担当するが、そのための時間も労働時間として認める。また、必要に応じて役割を分担し合い、快適な家庭生活を送るために全員が思いやりの気持ちを持って力を出し合う。

**(研修等)**

- 第10条 各自の能力向上及び経営発展のため、各種研修会、研究会、視察等に積極的に参加するようとする。

**(将来の経営継承)**

- 第11条 □□□□が所有する経営権及び農業経営に必要な資産については、別途定める経営継承計画ほかに基づき■■■■に移譲する。
- 2 移譲の時期及び方法は、■■■■及び▲▲▲▲の意向を踏まえながら□□□□及び△△△△が十分協議の上定めるものとする。

**(農地の生前一括贈与)**

- 第●条 □□□□及び△△△△ほか関係者が所有する農地は、■■■■及び▲▲▲▲の働きを踏まえて、□□□□及び△△△△ほか関係者が協議して■■■■に生前一括贈与する。
- 2 贈与の時期は、丙及び丁の意向を踏まえながら甲及び乙が協議の上定めるものとする。

(農業経営に必要な資産を移譲することの保証と現経営者の生活の保障)

第●条 □□□□が所有する農業経営に必要な資産は、■■■■及び▲▲▲▲が農業経営を継続する限り、■■■■に相続するものとする。■■■■及び▲▲▲▲は、□□□□及び△△△△の生活費を負担する。ただし、□□□□及び△△△△は、社会的交際上の諸経費を自ら負担する。

2 □□□□は、農業経営の円滑な継承のための遺言書を作成する。

(その他)

第12条 本協定に定めることのほか、必要な事項が生じた場合は、その都度、家族全員で協議し決定する。

2 農業経営や家庭生活及び家族の状況に著しい変化が生じた場合は、緊急家族会議を開催し、本協定の見直しを検討するものとする。

(附則)

- 1 本協定は、令和●●年●●月●●日から実行する。
- 2 本協定の有効期限は実行日より1年間とし、農業経営や家庭生活及び家族の状況に著しい変化がない場合は、自動的に1年間更新されるものとする。

令和●●年●●月●●日

協定締結者	現経営者	□□□□
	現経営者の配偶者	△△△△
	後継者	■■■■
	後継者の配偶者	▲▲▲▲

ハッピーリタイアメント宣言					作成日 年 月 日
農業経営から身を引いた自分自身が、第2の人生を楽しく歩んでいることを想像して、思い切ってリタイアメントを宣言してしまいましょう。					
宣 言	私の名前は、		です。年齢は		歳で、
	10年後には、		歳になります。		
			する（である）		年後に、
	私の経営を譲り、第2の人生をスタートさせたいと思います。				
	趣味として、				
	仕事として、				
	をしたいと思っています。				
	そのために、				に相談しながら、
経営継承計画を	年 月	までに策定します。			
引 退 後 の 生 活 設 計	A 引退後の必要資金 (① - ② + ③) × 12か月 × 年数 (※) ※65歳時点での平均余命は男性20年、女性25年				(万円)
	① 生活費（月額）				(万円)
	② 年金収入（月額）				(万円)
	③ 引退後の収入（月額）				(万円)
	B 預貯金・積立金				(万円)
	C 退職金				(万円)
	余裕（不足）資金の総額 B + C - A				(万円)

## 経営継承に関する誓約書

- 1 甲の農業経営を、乙が継承することに甲乙双方が同意します。
- 2 甲乙双方の家族も、この同意について承諾しています。
- 3 乙は甲の農業経営の後継者として、自分を鍛え、経営を学び、甲の教えを引き継いで、より良い経営者を目指します。
- 4 下記の約定について、すべて同意し、経営継承の完了を誓約いたします。

記

**(個人経営の場合の例示)**

- ・ 財産の移転  
甲が所有する農業経営に必要な農地、施設、設備機械、顧客名簿、その他の資産の移転日を〇〇年〇〇月〇〇日と定める。なお、財産の移転に必要な概算額は、〇〇〇〇〇〇〇円とする。
- ・ 個人保証  
個人保証については、××××××とする。
- ・ 経営継承後の役職と報酬  
甲は、乙の×××としてアドバイス役となり、顧客の引き継ぎなどを行い、非常勤となる。役職、報酬及び期間は以下のとおりとする。  
役職：×××××× 報酬：月額〇〇〇〇〇〇円 期間：引退後〇年間

**(法人経営の場合の例示)**

- ・ 株式の移転  
株式の名義変更日を〇〇年〇〇月〇〇日と定め、当社株式〇〇〇株を譲り受ける。なお、株式の移転に必要な概算額は、〇〇〇〇〇〇〇円とする。
- ・ 個人保証  
個人保証については、××××××とする。
- ・ 代表取締役交代の期日  
代表取締役交代の期日は、〇〇年〇〇月〇〇日と定める。
- ・ 外部への発表と引き継ぎ  
代表取締役交代の発表日を〇〇年〇〇月〇〇日と定め、関係者への挨拶と引き継ぎを行う。
- ・ 代表取締役引退後の役職と報酬  
甲は、乙の×××としてアドバイス役となり、顧客の引き継ぎなどを行い、非常勤となる。役職、報酬及び期間は以下のとおりとする。  
役職：×××××× 報酬：月額〇〇〇〇〇〇円 期間：引退後〇年間

〇〇年〇〇月〇〇日

甲 現経営者 (自署又は捺印)

乙 後継者 (自署又は捺印)

## 名義株確認書兼名義書換承諾書

○○○○○○株式会社 御中

貴社の株主名簿に載っております、私名義の貴社株式●●●株の実質所有者は創業者の□□□□であり、名義を貸しただけにすぎません。

したがって、貴社の株主名簿において、私名義から真実の株主である創業者□□□□に、所有者を書き換える件につきましては、これを了承いたします。

●●年●●月●●日

住所

氏名

自署及び実印

(注) 承諾を得る前に株式の所有者を書き換えると、贈与（無償譲渡）を受けたものとみなされる場合がありますので、承諾書を得てから株式所有者の書き換えを行ってください。後日のトラブルを防止する観点から、印鑑証明書を添付してもらうこと、確定日付を取得することをお勧めします。



## 経営継承契約書

○○（以下「甲」という。）と□□（以下「乙」という。）とは、甲の農業經營を乙に継承するにつき、次のとおり契約を締結する。

### （契約の目的）

第1条 甲は、甲の農業に係る事業（以下「本件事業」という。）を乙に継承する。

### （譲渡日）

第2条 経営継承を行う日（以下「継承日」という。）は、●●年●●月●●日とする。

ただし、手続の進行に応じ必要なときは、甲乙協議の上、継承日を変更することができるものとする。

### （継承する資産）

第3条 甲から乙に継承する資産は、継承日現在の本件事業に関する資産（以下「継承資産」という。）とし、その範囲及び細目については、末尾表示記載のとおりとする。

- 2 甲は、継承日において継承資産を乙に引き渡す。引き渡しにつき、登記・登録・通知等の手続は必要なものについては、継承日後遅滞なく甲乙協力してこれを行う。引渡手続に要する費用は、乙の負担とする。
- 3 引渡手続に関する公租公課は、引渡終了に至るまでの分を甲、引渡後の分を乙の負担とする。

### （契約関係の継承）

第4条 乙は、本件事業に関する売買契約、業務委託契約その他必要な契約関係を継承するものとし、甲は、必要に応じ最大限協力するものとする。

### （従業員の取扱い）

第5条 本件事業に従事している甲の従業員は乙が継承する。

- 2 甲は、甲の全従業員について継承日までに発生する賃金・退職金債務その他甲との労働契約に基づき、又はこれに付帯して発生した一切の債務を履行し、乙は同債務を継承しない。

### （代金・支払方法）

第6条 経営継承の代金は、金●●●円とする。なお、当該代金については、別途消費税及び地方消費税が付加される。

- 2 乙は、甲に対し第1項の代金のうち金●●●円については本契約日に支払い、残額については●●年●●月●●日までに支払うものとする。

## (善管注意義務)

第7条 甲は、本契約締結後引渡し完了に至るまでの間、善良なる管理者の注意を持って継承資産を管理し、甲が継承資産に重大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしようとするときは、予め乙の承認を得なければならない。

## (不可抗力)

第8条 本契約締結後引渡し完了に至るまでの間において、天変地異その他の不可抗力により継承資産に重大な変動が生じた場合には、甲乙協議の上、本契約の継承条件を変更することができる。

## (協議事項)

第9条 本契約に定めのない事項又は本契約各条項の解釈について疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議の上決定する。

本契約の証として本書1通を作成し、甲乙記名捺印の上、乙が原本、甲がその写しを保有する。

●●年●●月●●日

甲 住所

氏名

乙 住所

氏名

## (継承資産の範囲及び細目)

範囲	細目
<b>(流動資産)</b>	
売掛金・未収金	□□商店●●千円、△△商社●●円
農産物・原材料	長芋 800kg、包材 120 口
<b>(有形固定資産)</b>	
建物・構築物	倉庫1棟●●m <sup>2</sup> (××町××番地)、 パイプハウス3連棟●●m <sup>2</sup> (××町××番地)
農機具等	耕運機1台 (型番●●)
果樹・牛馬等	果樹●●年植栽80本、未成熟果樹●●年植栽30本
土地	農地3筆●●●m <sup>2</sup> (××町××番地、××番地、××番地)
<b>(無形固定資産)</b>	
商標権	商標登録●●●号
<b>(負債)</b>	
買掛金・未払金	○○協同組合●●千円、□□建設●●千円
借入金	□□銀行●●千円、△△氏●●千円

## 株式譲渡契約書

○○○○（以下「甲」という。）と□□□□（以下「乙」という。）は、甲が所有する株式会社△△△（法人番号●●●●。以下「丙」という。）の株主の地位、又は権利を表章する有価証券である株券（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして法務省令で定めるものをいう。）を含む。）（以下「本株式」という。）を乙に譲渡することにつき、次のとおり契約を締結する。

### （目的）

第1条 甲は、本株式を乙に売り渡し、乙はこれを買い受ける。

### （譲渡対象物）

第2条 譲渡対象物は、本株式●●●株の全株とする。

### （譲渡代金）

第3条 本株式の1株当たりの譲渡価額は金●●●●円とし、総額は金●●●●円とする。

### （譲渡代金の支払）

第4条 乙は、本契約締結と同時に、甲から第2条の譲渡対象物の引渡しを受け、それと引き換えに第3条の譲渡代金●●●●円を甲に支払うものとする。

2 甲は、乙と協力して、本契約締結後に乙の氏名及び住所等の株主名簿記載事項を記載することを、遅滞なく丙に請求するものとする。

### （役員退職・役員変更）

第5条 甲は、本契約締結時における丙の取締役及び監査役（以下「現役員」という。）の辞任届を本契約締結後、速やかに乙へ提出するものとする。

2 甲は、丙へ臨時株主総会の招集を請求するとともに、本契約締結日に開催される臨時株主総会において、以下の議案を承認可決しなければならない。

- 一 現役員が取締役及び監査役を辞任すること
- 二 乙が指定する者を新たに取締役及び監査役として選任すること

3 前項の臨時株主総会の開催及び決議につき、甲及び現役員が一切の異議を申し出ないことを、甲は乙に確約するものとする。

### （甲の保証）

第6条 甲は、本契約に関する各号の事項を、乙に保証するものとする。

- 一 甲が、乙に提出した貸借対照表が本契約締結日における財産状況を正しく表示しており、その記載内容に誤りがないこと。
- 二 本契約締結日において、貸借対照表記載の負債以外の負債がないこと。
- 三 本契約締結日において、本株式に質権等の担保権その他の権利が設定され、又は負担が設定されていないこと。
- 四 本契約締結日において、何らの訴訟も係属しておらず、かつ、本契約締結日以前に生じた事由が原因となり将来損害賠償の請求を受ける紛議又はそのおそれがないこと。
- 五 本契約締結日以前において、税務申告届が適正になされ、また公租公課が適正に納付されていること。

- 六 丙所有の不動産は、本契約締結日において末尾表示の不動産のとおりであること。
- 七 末尾表示の不動産について、担保権・用役権・負担等の完全なる所有権の行使を妨げる権利等が存在しないこと。

**(協力義務)**

- 第 7 条 甲は、本契約締結日以前の事案につき、乙又は第三者から説明等を求められた場合は、誠実に協力して対応するとともに、現役員に協力させるものとする。
- 2 甲は、乙が末尾表示の不動産の測量・境界確認・建物賃貸借について立会いや説明等を求められた場合は、誠実に協力して対応するとともに、現役員に協力させるものとする。

**(協議事項)**

- 第 8 条 本契約に定めなき事項や解釈上の疑義が生じた場合には、互いに信義誠実の原則に則り、甲及び乙が協力して、温厚な解決に向け努力するものとする。

**(管轄裁判所)**

- 第 9 条 本契約に関して万一紛争が生じたときは、▲▲地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

本契約締結の証として本書 2 通を作成のうえ、甲及び乙が記名押印し、甲及び乙が各 1 通を保持することとする。

●●年●●月●●日

甲 住所  
氏名 ○○○○  
乙 住所  
氏名 □□□□

**【不動産の表示】**

1 土地

所在 ▲▲市▲▲町▲▲丁目  
地番 ▲▲番▲▲  
地目 農地  
地積 ▲▲平方メートル

2 建物

所在 ▲▲市▲▲町▲▲丁目▲▲番▲▲号  
家屋番号 ▲▲番  
種類 鶏舎  
構造 鉄骨造スレート葺き  
床面積 1 階 ▲▲. ▲▲平方メートル 2 階 ▲▲. ▲▲平方メートル

## 引用・参考文献一覧

### (全般)

中小企業基盤整備機構,令和3年版事業承継支援マニュアル  
及び令和3年版中小企業経営者のための事業承継対策  
日本政策金融公庫農林水産事業,農林業業者の事業承継支援  
日本政策金融公庫国民生活事業,つなぐノート  
清文社,牧口晴一・齋藤孝一著,中小企業の事業承継 12訂版  
中央経済社,経営承継の仕組み・方法・実際  
あさ出版,エッサム著,社長の想いを引き継ぐ事業承継の進め方  
築地書館,新井毅著,稼げる農業経営のススメ  
事業承継センター,事業承継ノート

### (第1章)

- 1 食料・農業・農村基本法,平成11年法律第106号
- 2 岩波書店,新村出編,広辞苑第7版,2018年
- 3 中小企業庁,2017年版中小企業白書  
<https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/index.html>

### (第2章)

- 4 帝国データバンク,全国社長年齢分析,2021年2月  
<https://www.tdb.co.jp/report/watching/press/p210202.html>
- 5 農林水産省,2020年農林業センサス(表6のみ2015年農林業センサス)  
<https://www.maff.go.jp/j/tokei/census/afc/>
- 6 帝国データバンク,2021年後継者不在率調査,2021年11月  
<https://www.tdb.co.jp/report/watching/press/p211104.html>
- 7 東洋経済オンライン,建設業、深刻さを増す「後継者不在」の複雑背景,2021年1月  
<https://toyokeizai.net/articles/-/401302?page=3>
- 8 帝国データバンク,事業承継に関する企業の意識調査,2021年8月  
<https://www.tdb.co.jp/report/watching/press/p210905.html>
- 9 東京商工リサーチ,全国社長の年齢調査(2019年12月31日時点(再編加工)),中小企業庁,2021年版中小企業白書  
[https://www.tsr-net.co.jp/news/analysis/20200612\\_01.html](https://www.tsr-net.co.jp/news/analysis/20200612_01.html)  
<https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/2021/PDF/chusho.html>
- 10 東京商工リサーチ,企業情報ファイル(再編加工),中小企業庁,2021年版中小企業白書  
<https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/2021/PDF/chusho.html>
- 11 日本政策金融公庫農林水産事業,平成30年上半期農業景況調査関連  
[https://www.jfc.go.jp/n/findings/pdf/topics\\_181031b.pdf](https://www.jfc.go.jp/n/findings/pdf/topics_181031b.pdf)

### (第3章)

- 清文社,稼ぐ農家・農業法人のための経営継承コンサルティング
- 12 厚生労働省,令和3年版厚生労働白書  
[https://www.mhlw.go.jp/toukei\\_hakusho/hakusho/index.html](https://www.mhlw.go.jp/toukei_hakusho/hakusho/index.html)
  - 13 農林水産省,補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について,平成20年5月

23日20経第385号,最終改正令和3年12月24日3予  
第1774号

- 14 旧商法,第226条第1項,平成16年商法改正前
- 15 旧商法,第227条第1項,平成16年商法改正後
- 16 会社法,第214条,平成18年法律第86号
- 17 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律,第76条第4項,平成17年法律第87号
- 18 会社法,第215条第1項
- 19 会社法,第128条第1項,平成18年法律第86号

### (第4章)

- 20 国税庁,タックスアンサー,№4623 農地の評価  
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hyoka/4623.htm>
- 21 国税庁,タックスアンサー,№4602 土地家屋の評価  
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/sozoku/4602.htm>  
国税庁,財産評価基準書路線価図・評価倍率表  
<https://www.rosenka.nta.go.jp/>
- 22 所得税法施行令第120条の2第1項第1号または法人税法施行令第48条の2第1項第1号
- 23 減価償却資産の耐用年数等に関する省令
- 24 国税庁,財産評価基本通達  
[https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kihon/sisan/hyoka\\_ne\\_w/01.htm](https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kihon/sisan/hyoka_ne_w/01.htm)
- 25 国税庁,タックスアンサー,№4638 取引相場のない株式の評価  
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hyoka/4638.htm>  
国税庁,令和3年分の類似業種比準価額計算上の業種目及び業種別株価等について  
<https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kobetsu/hyoka/r03/2106/index.htm>

### (第5章)

- 26 清文社,牧口晴一・齋藤孝一著,中小企業の事業承継 12訂版
- 27 国税庁,タックスアンサー,№4408 贈与税の計算と税率(暦年課税)  
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/zoyo/4408.htm>
- 28 国税庁,暮らしの税情報(令和3年度版) 財産を相続したとき  
[https://www.nta.go.jp/publication/pamph/koho/kurashi/html/05\\_4.htm](https://www.nta.go.jp/publication/pamph/koho/kurashi/html/05_4.htm)
- 29 国税庁,タックスアンサー,№2732 退職所得の源泉徴収税額の速算表  
[https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/gensen/2732\\_besshi.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/gensen/2732_besshi.htm)

## 監修

村上一幸（株式会社ケミストリー代表取締役、中小企業診断士、事業承継士）

地域活性化を主な事業ドメインとして農業者及び組織・団体の経営戦略・計画策定や経営改善・改革プランの策定、マーケティングや組織マネジメントなど幅広く支援している。直近では、経営継承や経営継続マネジメント、SDGsの支援が多くなっている。「理論無くして実践無し、実践無くして理論無し」がモットー。

<保有資格>中小企業診断士、事業承継士、上級農業経営アドバイザー試験合格者、水産業経営アドバイザー試験合格者、林業経営アドバイザー試験合格者、食品安全システム審査員補（J R C A）、J F S - A / B 規格（セクター：E / L）監査員、J G A P / A S I A G A P 指導員

## 検討委員（50音順）

伊東 悠太郎（水稻種子農家、事業承継士）

J A全農入会後、地域農業の担い手に出向くJA担当者「TAC」の支援、農業者団体（法人協会、JA青年部、4Hクラブ）との連携（生産資材費低減に向けた資材事業研究会の取り組み）、「事業承継ブック～親子間の話し合いのきっかけに～（親子版）、～世代間を超えた話し合いのきっかけに～（集落営農版）」の発行、全農営農管理システム「Z-GIS」などに携わる。令和元年に実家で親元就農し、その傍らで「農業界の役に立ちたい」を開業。事業承継に関する執筆や講演、個別支援、実践塾を開催。

<監修>「事業承継ブック～産地全体の話し合いのきっかけに～（部会版）」「ハッピーリタイアブック」（全農）

中野 真一（株式会社日本政策金融公庫農林水産事業）

株式会社日本政策金融公庫農林水産事業本部営業推進部課題解決支援第二グループグループリーダー

村上一幸（株式会社ケミストリー代表取締役、中小企業診断士、事業承継士）

森 剛一（税理士、農業コンサルタント）

慶應義塾大学経済学部卒業後、全国農業協同組合中央会（JA全中）勤務を経て、1995年に森税務会計事務所開業。2003年にアグリビジネス・ソリューションズ株式会社を設立。2015年より一般社団法人全国農業経営コンサルタント協会会长。公益社団法人日本農業法人協会、JA全中、アグリビジネス投資育成株式会社などの顧問税理士を務める。

<主な著書>「法人化塾－インボイス制度対応と農業の経営継承・組織再編」（農文協）  
「農業法人の会計・税務ハンドブック」（全国農業会議所）ほか

**山本 淳子（国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 本部 ユニット長）**

大阪府立大学農学研究科博士前期課程を修了し農林水産省入省、2020年4月より現職。日本農業経営学会 常任理事、博士（農学）。日本農業法人協会会員への調査等を長年行っており、経営継承を専門的に研究。平成20～29年農業経営継承事業推進委員会委員（全国農業会議所）を務める。

<研究成果> 「農業法人の経営継承対策—基本的な考え方と類型別の特徴」

<著 書> 「農業経営の継承と管理」（農林統計出版）

#### **特別協力（50音順）**

木之内 均（東海大学経営学部学部長、木之内農園代表取締役会長）

内藤 博（一般社団法人事業承継協会代表理事）

全国農業協同組合連合会耕種総合対策部

日本政策金融公庫農林水産事業本部営業推進部

#### **委託事業担当**

農林水産省

足利義輝（経営局経営政策課）

小泉亜弓（経営局経営政策課）

NPO法人日本プロ農業総合支援機構

田中剛人（事務局長、中小企業診断士、社会保険労務士）

高田裕司（上席コンサルタント、中小企業診断士、事業承継士）

饗庭靖之（顧問弁護士、首都東京法律事務所弁護士）

農林水産省 令和3年度農業経営・改善支援調査委託事業

（受託者：NPO法人日本プロ農業総合支援機構）



